

平成 2 1 年

第 1 回兵庫県後期高齢者  
医療広域連合議会定例会

会 議 録

平成 2 1 年 2 月 2 4 日

神戸市相楽園会館



平成 2 1 年第 1 回兵庫県後期高齢者医療広域連合議会定例会  
第 1 日（平成 2 1 年 2 月 2 4 日） 会議録

議事日程

平成 2 1 年 2 月 2 4 日午後 2 時 3 0 分開議

（諸報告）

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 発議第 1 号 兵庫県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則制定の件
- 第 4 承認第 1 号 兵庫県後期高齢者医療広域連合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についての専決処分  
の件
- 第 5 議案第 1 号 兵庫県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 6 議案第 2 号 兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 7 議案第 3 号 兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 8 議案第 4 号 平成 2 0 年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 1 号）
- 第 9 議案第 5 号 平成 2 0 年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 1 0 議案第 6 号 平成 2 1 年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 第 1 1 議案第 7 号 平成 2 1 年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特

## 別会計予算

- 第 1 2 請願第 1 号 後期高齢者から医療を奪わないための請願
  - 第 1 3 請願第 2 号 障害者に対する後期高齢者医療制度に関する請願
  - 第 1 4 請願第 3 号 後期高齢者医療制度についての請願
  - 第 1 5 陳情第 1 号 後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書の提出を求める陳情
  - 第 1 6 陳情第 2 号 後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書の提出を求める陳情
  - 第 1 7 陳情第 3 号 後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書の提出を求める陳情
  - 第 1 8 一般質問
  - 第 1 9 議長の辞職
  - 第 2 0 議長の選挙
  - 第 2 1 副議長の辞職
  - 第 2 2 副議長の選挙
  - 第 2 3 同意第 1 号 兵庫県後期高齢者医療広域連合監査委員選任の件
  - 第 2 4 兵庫県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員及び同補充員の選挙
  - 第 2 5 議会運営委員会委員の選任
- 

## 本日会議に付した事件

議事日程のとおり

---

## 出席議員（34名）

- |               |               |
|---------------|---------------|
| 1 番 梶 本 日出夫   | 2 番 山 名 基 夫   |
| 3 番 白 井 文     | 4 番 東 節       |
| 5 番 河 野 昌 弘   | 6 番 濱 田 知 昭   |
| 8 番 石 原 熙 勝   | 1 0 番 奥 田 清 喜 |
| 1 1 番 樽 本 庄 一 | 1 2 番 西 田 正 則 |

14番	來住壽一	15番	小山哲史
16番	藪本吉秀	17番	登幸人
21番	東郷邦昭	22番	酒井隆明
23番	藤原敏憲	24番	辻重五郎
25番	川野四朗	26番	井上英俊
27番	富岡篤太郎	28番	白谷敏明
29番	山本廣一	30番	西村悟
31番	東田耕造	32番	古谷博
33番	清水ひろ子	34番	立垣昇
35番	藤原茂	36番	橋本省三
37番	八幡儀則	38番	山本暁
39番	庵途典章	41番	馬場雅人

---

#### 欠席議員（7名）

7番	山中健	9番	谷口芳紀
13番	豆田正明	18番	水田賢一
19番	井上嘉之	20番	吉岡正剛
40番	藤原久嗣		

---

#### 説明のため出席した者

広域連合長	山田知
副広域連合長	足立理秋
事務局長	寺田裕
総務課長	松下紀男
資格給付課長	植田勲

保険料課長 田 原 洋 子

システム課長 久 保 孝

---

**職務のため出席した職員**

事務職員 梅 田 秀 乗

事務職員 田 月 幸 一

(午後 2 時 3 0 分開会)

○議長（濱田知昭） ただいまの出席議員は 3 2 名で、定足数に達しております。

ただいまから、平成 2 1 年第 1 回兵庫県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

この際、広域連合長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

山田広域連合長。

○広域連合長（山田 知） 本日は、平成 2 1 年第 1 回広域連合議会の定例会を招集させていただきましたところ、議員各位におかれましては、年度末大変ご多忙にもかかわらず、ご出席を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

各市町様におかれましては、後期高齢者医療制度の運営に、日々努力していただいていることに、この場をお借りいたしまして、厚く御礼を申し上げます。

今後引き続き、県下 4 1 市町の皆様と連携を密にいたしまして、制度の円滑な運営に努めてまいり所存でございます。議員各位におかれましては、何とぞご指導、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

本日は、平成 2 1 年度広域連合予算案や後期高齢者医療制度に関する条例の一部を改正する条例改正案等、諸案件を提案させていただいております。各議案につきましては、後ほど事務局より説明させますので、何とぞご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、ごあいさつとさせていただきます。

○議長（濱田知昭） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりであります。

最初に諸報告を申し上げます。

お手元に配布のとおり、監査委員から監査報告第 3 号より第 5 号に至る報告がありました。

以上で、諸報告を終わります。

次に、議事日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、1番、神戸市、梶本議員及び8番、伊丹市、石原議員を指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日といたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(濱田知昭) ご異議なしと認めます。

よって、会期は1日と決定いたしました。

次に、日程第3、発議第1号「兵庫県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則制定の件」を議題といたします。

これより、提出者を代表いたしまして、提案趣旨をご説明申し上げます。

定例会議員提出議案の1ページをお開きください。

改正の内容は、会議規則で引用する地方自治法の条文を、法改正により訂正するものでございます。

以上、発議第1号についてご説明を申し上げます。

本件につきまして、発言の通告もありませんので、これよりお諮りをいたします。

発議第1号を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(濱田知昭) ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、承認第1号「兵庫県後期高齢者医療広域連合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

寺田事務局長。

○事務局長（寺田 裕） ただいま上程されました承認第1号「兵庫県後期高齢者医療広域連合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の件」につきまして、ご説明申し上げます。

定例会提出議案の1ページをお開きください。

本件は、地方自治法の改正に伴い、条例で引用する条文を訂正し、議員に対する報酬の名称を議員報酬に改める条例の改正について、同法第179条第1項の規定に基づき、専決処分いたしましたもので、同条第3項の規定に基づき、ご承認をお願いするものでございます。

以上、承認第1号についてご説明申し上げます。

何とぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（濱田知昭） 提案理由の説明が終わりました。

本件について、発言の通告ありませんので、これよりお諮りいたします。

承認第1号を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（濱田知昭） ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり承認されました。

次に、日程第5、議案第1号「兵庫県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例制定の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

寺田事務局長。

○事務局長（寺田 裕） ただいま上程されました議案第1号「兵庫県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例制定の件」につきましてご説明申し上げます。

定例会提出議案の4ページをお開きください。

本件は、国家公務員及び兵庫県職員の勤務時間が平成21年度から改定され、各市町及び広域連合等の勤務時間についても、国家公務員の勤務時間との権衡を図るよう国及び兵庫県から通知があったことを受けて、広域連合職員の勤務時間を1日7時間45分、1週38時間45分に改定するため、条例の改正を行おうとするものでございます。

以上、議案第1号についてご説明申し上げます。

何とぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（濱田知昭） 提案理由の説明が終わりました。

本件について、発言の通告もありませんので、これよりお諮りをいたします。

議案第1号を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（濱田知昭） ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第2号「兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定の件」、日程第7、議案第3号「兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例制定の件」、日程第8、議案第4号「平成20年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」及び日程第9、議案第5号「平成20年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

寺田事務局長。

○事務局長（寺田 裕） ただいま上程されました議案第2号「兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定の件」、議案第3号「兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例制定の件」、議案第4号「平成20年度兵庫県後期高齢者医療広域連合

一般会計補正予算（第1号）」及び議案第5号「平成20年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」につきまして、相互に関連いたしておりますので、一括ご説明申し上げます。

定例会提出議案の6ページをお開きください。

議案第2号「兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定の件」でございます。

本件は、国における平成21年度の保険料軽減対策の決定を受けて条例を改正しようとするもので、均等割額7割軽減世帯に属する被保険者の一部について、均等割額を9割軽減し、所得割額を負担する方のうち、基礎控除後の総所得金額等が58万円を超えない被保険者について、一律5割軽減するとともに、被用者保険の被扶養者であった方の保険料の均等割額を、平成20年度に引き続き9割軽減しようとするものでございます。なお、保険料軽減対策に係る財源につきましては、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金により、国が全額措置することになっております。

条例改正の内容につきまして、新旧対照表によりご説明申し上げますので、8ページをお開きください。

第14条は、被保険者に対して課する保険料の賦課総額の算定に含まれる保険料の軽減額に所得割額の軽減額を追加するものでございます。

第16条第1項は、7割軽減される世帯のうち、被保険者全員が各種所得の金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額がない場合、例えば所得が公的年金のみ場合は年金額が80万円以下の場合、均等割額を9割軽減する規定を追加するものでございます。

9ページに移りまして、同条第3項は、基礎控除後の総所得金額等が58万円を超えない被保険者に対して課する所得割額を一律5割軽減する規定を追加するもので、それに伴い現行の第3項を第4項とするものでございます。

第17条、10ページに移りまして、附則第3条、第6条、11ページに移りまし

て、第9条及び第10条は、文言等の整備を行うものでございます。

附則第12条は、法第99条第2項に規定する被用者保険の被扶養者であった方の保険料の均等割額の軽減について、平成21年度においても9割軽減を継続する規定を追加するものでございます。

議案第2号についてご説明申し上げます。

次に、議案第3号「兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例制定の件」についてご説明申し上げます。

定例会提出議案の12ページをお開きください。

本件は、議案第2号でご説明いたしました平成21年度の保険料軽減対策の財源等に充てるため、基金条例の改正を行おうとするものでございます。

条例改正の内容について、新旧対照表によりご説明申し上げますので、13ページをお開き願います。

第2条は、基金の額に、広域連合が国から交付を受ける高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金を追加するものでございます。

第6条は、この基金を処分できる場合について、平成21年度における保険料軽減対策、広域連合及び市町が実施する説明会の開催並びに周知及び広報、市町のきめ細やかな相談実施体制整備のための財源に充てる場合を追加するものでございます。なお、臨時特例交付金は、後ほど予算議案の際にもご説明申し上げますが、臨時特例基金に積み立てた上、改めて各会計に繰り入れることになっております。

14ページに移りまして、附則第2項で、この条例は平成22年度末で失効するとしております。

議案第3号についてご説明申し上げます。

次に、議案第4号「平成20年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)」についてご説明申し上げます。

定例会提出議案の15ページをお開きください。

本補正予算は歳入歳出それぞれ27億9,112万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ44億6,977万8,000円とするものでございます。これは、平成21年度の保険料軽減対策及び平成20年度、21年度の広報相談体制整備等の経費を国からの交付金を財源として増額し、あわせて平成19年度決算剰余金を繰り越しし、市町負担金を減額しようとするものでございます。

それでは、平成20年度補正予算に関する説明書により、ご説明申し上げます。

2ページをお開きください。

歳入予算でございますが、第1款分担金及び負担金、第1項負担金3億769万8,000円を減額し、第5款繰越金で同額の19年度剰余金を増額しております。

第2款国庫支出金、第2項国庫補助金は、平成21年度の保険料軽減対策及び平成20年度、21年度の広報相談体制整備等の経費に充てるため、臨時特例基金に積み立てる臨時特例交付金26億7,529万8,000円及びシステム改修に係る事業費補助金1,981万1,000円を増額するものでございます。

第4款繰入金、第1項基金繰入金7,224万3,000円は、一度積み立てた臨時特例基金から平成20年10月31日以降分の広報相談体制整備等に係る臨時特例交付金を繰り入れるものであり、新設した第2項特別会計繰入金2,177万5,000円は、特別会計から平成20年10月30日以前分の広報相談体制整備等に係る特別調整交付金を繰り入れるものでございます。

第6款諸収入、第2項雑入200万円は、臨時特例基金利子収入を増額するものでございます。

以上合計で、一般会計の歳入補正額は、27億9,112万7,000円の増額となっております。

次に、歳出予算についてご説明申し上げます。

3ページをお開きください。

第2款総務費、第1項総務管理費は、歳入予算でご説明いたしました平成21年度

の保険料軽減対策及び平成20年度、21年度の広報相談体制整備等の臨時特例交付金並びに臨時特例基金利子収入を臨時特例基金に積み立てるための積立金26億7,729万8,000円、システム改修経費1,981万1,000円、広報相談体制整備等の経費9,401万8,000円をそれぞれ増額するものでございます。

以上合計で、一般会計の歳出補正額は、27億9,112万7,000円の増額となっております。

議案第4号についてご説明申し上げます。

次に、議案第5号「平成20年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

定例会提出議案の17ページをお開きください。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ166億9,888万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,414億2,686万7,000円とするものでございます。これは、被保険者数の伸びが当初想定したよりも低かったこと等による給付費の見直しにあわせ、市町支出金をはじめ、国、県支出金及び支払基金交付金をそれぞれ減額するとともに、平成20年度の保険料軽減に係る国庫補助金等の補正等を行おうとするものでございます。なお、被保険者数及び一人当たりの給付費は、当初はそれぞれ57万8,964人、84万8,279円としておりましたが、現時点では、それぞれ56万4,737人、84万1,171円としております。

それでは、平成20年度補正予算に関する説明書によりご説明申し上げます。

6ページをお開きください。

まず、歳入予算でございますが、第1款市町支出金、第1項市町負担金、第1目保険料等負担金32億9,611万4,000円の減額でございます。これは、療養給付費の見直しに伴うもののほかに、市町で徴収いただいた保険料すべてを3月末までに広域連合に収納できないため、年度末会計処理として21年度の特別会計へ計上する14億8,323万4,000円を算入しております。第2目療養給付費負担金1

0億6,410万7,000円は、給付費の見直しに伴う減額でございます。

第2款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目療養給付費負担金31億9,232万2,000円は、療養給付費の見直しに伴う減額でございます。第2項国庫補助金、第1目調整交付金23億7,569万円の減額は、給付費の減に伴うものに加え、平成20年度の保険料軽減のため、8月に増額補正いたしました17億3,163万7,000円が、国により第3目老人医療費国庫補助金に費目変更されたことに伴い、同額を減額し、さらに先ほどご説明いたしました一般会計に繰り出す平成20年度の広報相談体制の整備等に係る財源2,177万5,000円の増額を行っております。第3目老人医療費国庫補助金19億2,367万8,000円は、調整交付金からの費目変更に伴うもので、8月補正に比して増額しておりますのは、対象者の増によるものでございます。

第3款県支出金10億6,410万7,000円、第4款支払基金交付金68億8,377万9,000円は、それぞれ療養給付費の減に伴うものでございます。

7ページをご覧ください。

第6款繰入金、第2項基金繰入金4億9,027万1,000円は、平成20年度の被用者保険の被扶養者に係る保険料軽減財源として、国の臨時特例交付金から積み立てられた臨時特例基金からの繰入金でございまして、対象者の減による減額でございます。

第8款諸収入、第2項預金利子は、資金運用による利子収入9,900万円を増額、第3項雑入は、交通事故等の第三者納付金を、制度創設初年度のため、症状固定の実績により3億5,517万5,000円を減額するものでございます。

以上合計で、特別会計の歳入補正額は、166億9,888万7,000円の減額となっております。

8ページをお開きください。

歳出予算でございますが、第1款保険給付費、第1項療養諸費、第1目療養給付費

147億4,259万2,000円は、給付費の見直しに伴う減額、第4目審査支払手数料3,522万5,000円は、レセプト件数の増に伴うものでございまして、合計147億736万7,000円減額するものでございます。

第6款諸支出金2,177万5,000円は、第2項繰出金を新設し、広報相談体制の整備等に係る経費を一般会計へ繰り出そうとするものでございます。

第7款予備費20億1,329万5,000円は、当初、平成20年度において制度創設初年度のため、給付が11カ月分であり、保険料が12カ月分であることから、1カ月分の保険料相当額を21年度に計上するための財政運営期間調整額として37億9,637万9,000円を計上しておりましたが、先ほどご説明いたしましたように、年度末会計処理により、歳入の保険料負担金で14億8,323万4,000円を21年度特別会計へ計上したこと、被保険者数の伸びが、当初想定よりも低いこと等に伴う減額でございます。補正後の予備費17億8,308万4,000円は、平成21年度特別会計へ繰り越すこととしております。

以上合計で、特別会計の歳出補正額は166億9,888万7,000円の減額となっております。

議案第5号についてご説明申し上げました。

以上、議案第2号、議案第3号、議案第4号及び議案第5号についてご説明申し上げます。

何とぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（濱田知昭） 提案理由の説明が終わりました。

本件についてこれより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

23番、養父市、藤原議員。

○23番（藤原敏憲） 養父市の藤原でございます。初めての会議で戸惑いもございしますが、不手際がございましたらお許しをいただきたいと思います。

三議案について質問を申し上げたいと思いますが、まず最初に、議案第2号「兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定の件」でございますが、ただいまの提案理由の説明がございましたが、この制度が発足してからいろいろ国の方は制度改正を行いまして、見直しを行ってきているものでございまして、保険料を軽減するというところで、この条例自体、制度自体は結構なことでありますけども、いろいろと問題点が出ておりますが、ただいま申されました条例第16条1の2でございますが、いわゆる7割を9割軽減するというものでございます。これは平成20年度からの継続で行うということになっておりますが、対象人員は何人おられるんでしょうか、まず、1点伺います。

それから同じく、同条3に該当するいわゆる58万円を超えない被保険者に対する軽減措置でございますが、この該当者は一体何人おられるのか。あわせて附則第12条、これは、被用者保険の被扶養者に対する保険料の軽減措置でございますが、いわゆるサラリーマンの扶養家族に対する9割軽減をするということでございますが、これに該当する加入者数は一体幾らおられるのか伺っておきたいと思えます。

それから、これらの減免制度につきましては、国の方が制度改正を行って、そしてそれに見合う保険料の軽減分については、先ほど補正予算でも説明されましたように、こちらの広域連合に入ってきているわけですけども、特にこの2割、5割、いわゆる9割の軽減世帯につきましては、本人の収入所得ではなしに、世帯の合算した所得、軽減に値するかどうかというそういう判断をされておりますが、これはどこの広域連合でも、またそれから介護保険制度でも同じやり方をしているために、本人の所得は低いけれども、世帯でいきましたら所得はそこと変わる、こういう方は該当しないといった、この問題点が出てきておりまして、同じ年金所得でありながら、保険料が大きく変わってきているという問題点があって、あちこちの広域連合聞きましても、国の方には要請しているんだということをお聞きしているわけですけども、これらについて兵庫県の広域連合としてどのように対応されていくのか伺っておきたいと思いま

す。以上です。

○議長（濱田知昭） 事務局長。

○事務局長（寺田 裕） お答えいたします。

条例第16条第1項第1号の2に該当する加入者数でございますが、これは均等割9割軽減対象者ということになりまして、12万4,428人を見込んでおります。それから、16条第3項に該当する加入者につきましては、所得割5割軽減対象者ということになりまして、4万2,805人を見込んでおります。また、附則第12条に該当する加入者数につきましては、被用者保険の被扶養者であった方に対する均等割額9割軽減対象者ということになりまして、7万1,477人を見込んでおります。

それから後期高齢者医療制度でございますが、被保険者個人の負担能力に応じて保険料の負担をしていただくという趣旨から、被保険者個人単位で保険料賦課を行っております。しかしながら実態としては、世帯で生計が営まれていること等から、保険料の軽減につきましては、おっしゃいましたように、介護保険制度同様に世帯単位ですることとされており、国において方針を決定されるべきものであると考えております。なお、国におきましては、政府・与党の検討事項とされているところでございます。

以上でございます。

○議長（濱田知昭） 23番、藤原議員。

○23番（藤原敏憲） もうちょっと丁寧な答弁してくださいね。国だ、国だ言っておらないで、あなたたちの考え方はどうなのかと聞いてるんです。いいですか。聞きますよ、もう一度。今、言われたように矛盾が出てるんですね、その点は認識されています。本人の所得ではなしに、世帯の所得で軽減が行われると、2割、5割、7割ですね、9割ですね、今度は。これらについては広域連合として、連合長もおられるわけですから、やはり矛盾を帯びているわけですから、国に対してももっと厳しく、何とか制度を存続する間は、本人の所得によって減免制度を作るように、要請すべき

ではないですか、されているんですか。

ごめんなさい。議長、これ今一括ですね。質疑ですね。申しわけございません。

○議長（濱田知昭） 質疑につきましては、一つの議題につきまして3回までというところでございますので。

○23番（藤原敏憲） 一括議題ということで一度に質問したらいいということでしょうか。一議案ごとではないんですね。申しわけございません。

○議長（濱田知昭） 一括でお願いいたしたいと思います。

○23番（藤原敏憲） わかりました。ちょっと不慣れなため、申しわけございませんでした。3回したら済んでしまいますので、あわせて質問いたします。

議案第4号ですけれども、あわせて質問いたしますので、ご答弁をお願いしたいと思います。先ほどの提案理由の説明ございましたように、広報相談体制整備等経費で9,400万円という価格が補正予算組まれておりますけれども、広域連合として、いわゆる加入者の方、対象者の方、また障害者の方に対しても、この制度そのものの周知徹底、それから保険料の問題等々を含めまして、加入者への説明責任をきちりしなければならないと思いますが、そのための経費だと思っておるわけですけれども、この後にほかの議員さんからも質問が出るようでございますけれども、多額の経費をかけている割には、周知徹底があまり行われていないのではないかなど。高齢者の方についても、強制的に後期高齢者医療制度に入ってしまうますが、特に前期高齢者の障害者の方については選択というのができるようになっておりますけれども。それらの啓発活動が十分行われているのか、このお金で十分やれているというふうに思われるのか、伺っておきたいと思います。

それから、先ほどの提案理由の説明のときに申されたかと思ひまして、聞き漏らしたかもわかりませんが、議案第5号でございますけれども、特別会計の補正予算でございますが、21年度予算とも関連をいたしますが、全体の加入者数と、それから障害者の方、先ほど言いました65歳から74歳までの方は選択肢があるわけで

すけれども、これらの方の対象者数と、それから後期高齢者医療制度に加入しておられます人数というものを、それから加入率をお教え願いたいと思いますが、よろしくお願いたします。

○議長（濱田知昭） 事務局長。

○事務局長（寺田 裕） お答えいたします。

先ほどの軽減の分でございますが、私どもの方も、いろいろなご意見をお聞きしております。その意味では、一つにはおっしゃいましたような世帯と個人単位とで非常にわかりにくいという問題もございます。ただ、先ほど申し上げましたように、介護保険あるいは、さらには国民健康保険との制度の均衡性、そういうものについての問題もあろうかと思っております。また、実質的に世帯を営んでおられるという問題からは、お一人で年金だけでお暮らしの方と、それから高所得の方とご一緒になっておられる高齢者の方と、そういうような問題もご意見としても出ております。ですから、そういうあたりの制度全体の均衡も含めながら、国において今も検討していると聞いておりますし、国において制度間の調整も含めた結論を出すべきと考えております。

それから、第4号関連の9,401万8,000円という先ほどご説明いたしました広報相談体制等の整備でございます。これにつきましては保険料軽減の特別対策がございました、20年度にございましたが、それに関する説明会の開催でございますとか、ダイレクトメール、あるいはリーフレット等の印刷等の広報経費、それから市町窓口のご相談に応じるための端末等の増設費用として、国において今年度措置されるものでございます。その内容につきましては、各市町分と広域連合分がございまして、各市町分としましては総額5,462万1,000円でございますが、20年度の実績を集約して国に要求している額でございます。広域連合分はサーバー増設等の経費、あるいは広報用リーフレット作成等の広報経費3,939万7,000円となっております。これらを使いまして、各市町と連携をいたしながら制度に関する広報や、被保険者の方からのご相談に対応するために取り組んでいるところでございます。

それから、第5号議案につきまして、全体の加入者と障害者の加入者数、加入率ということでございました。先ほどご説明させていただきました平成20年度補正予算につきましての基礎数値として、先ほど申しました全体の加入者数は56万4,737人でございますけれども、現在直近の数字で、一定の障害がある方で広域連合の認定を受けて被保険者になられた方は2万2,646人でございます。当初想定しておりました障害者の方の加入者数は、3万3,814人ございましたので、約7割の方が後期高齢者医療制度に加入されたと考えております。

以上でございます。

○議長（濱田知昭） 23番、藤原議員。

○23番（藤原敏憲） 世帯の所得を合算するということについて、国の方では今、改正を行うかどうかという議論がされているということは知っているわけです。これはそれぞれの自治体の担当者の会議の中でも、やはりこれは問題になると違うかということで国にも要請しているということを知っているんですけども、私が聞いているのは、広域連合として、このようなことについていろんな議論があるのは、意見があるのはわかっておりますけれども、やはり問題があるという認識をしておられるのかどうかということを知っている。今の聞いておりましたら、国はやっております、国はやっております、国はやっておるのとはわかってはいるんですけども、兵庫県の広域連合としてこれらのことが国の方に要請をされているのか、いやいや国が考えたら兵庫県としても変えましょうということなのか。これ高齢者にとっては大きな問題なんです。先ほど言いましたように、年金額が一緒でも保険料が大きく変わってくるわけですね。端的に言いましたら、ほかの影響がなければ家族の中で世帯分離の方が得なんです。そういう家庭がかなり多いんです。よく聞かれたら世帯分離しなさいと言っているんです。同じ年金所得でありながら保険料が変わってきてるでしょう。これらについて広域連合として問題になるということ、国に要請すべきではないんでしょうか。このことをお答え願いたいと思います。

それから事務局にお願いしときたいと思いますけども、先ほど加入者数とか、それから設定案件の説明では細かい説明されるんですけども、この事項別明細ではもちろんそういう詳細は載りません。もう少し丁寧な資料をこれから配付していただけますか。後期高齢者医療制度に入っておられる方、何人になったのか。こういうことは皆関心があることですし、先ほどの補正予算でも申されましたように、想定していた人数よりもかなり減ってしまったと。そのために保険料も減りますし、当然給付費も減るわけですけども、これらについては当然そのような資料を我々も持ち帰りまして議会に報告しなければなりませんので、口頭でしゃべられるのも結構ですけども、ぜひ我々にわかりやすい冊子を、今後提示をしていただきますように強く要請をしておきます。以上です。

○議長（濱田知昭） 事務局長。

○事務局長（寺田 裕） 先ほどの軽減の問題でございます。

各市町からいろんなご意見を窓口にいただいた意見をお聞かせいただいている中で、先ほど申し上げましたような多方面の意見が出ているわけでございます。ですから広域連合として、全体として、一つのまとまりの形で国に申し上げているということはないでございます。

ただ、問題点といたしましては、何度も繰り返しになりますけれども、国民健康保険制度、あるいは介護保険制度との整合性を図る必要があること等、制度の根幹にかかわることでございます。国の方で当然認識されてることでございますし、いろんな声として、多方面からのご意見があることは、私からも国の方へは伝えております。

ただ、おっしゃいましたような形で、世帯分離をすればいいとか、悪いとかいう話につきましては、私は判断しかねるところでございますので、よろしく願いいたします。

それから、ご指摘がありました資料の関係につきましては、大変失礼をいたしました。こういう形でございますので、各市町の担当課長さんの手を煩わせまして、それ

それぞれの議員様に資料をご説明させていただくような形で、幾つか用意してございます。そのあたりに私どもからのお願いの漏れがあったかと思imasので、今後気をつけさせていただきたいと思imasので、よろしくお願ひしたいと思imas。

○議長（濱田知昭）　これで質疑は終わりました。

本件につきましては、他に発言の通告もございませぬので、これよりお諮りをいたしたいと思imas。

議案第2号、議案第3号、議案第4号及び議案第5号を原案のとおり決することに  
ご異議ございませぬか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（濱田知昭）　ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第6号「平成21年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」及び日程第11、議案第7号「平成21年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

寺田事務局長。

○事務局長（寺田　裕）　ただいま上程されました議案第6号「平成21年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」及び議案第7号「平成21年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」につきまして、一括ご説明申し上げます。

定例会提出議案の20ページをお開きください。

議案第6号「平成21年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」でございます。本予算は一般会計の予算総額を歳入歳出それぞれ16億6,872万5,000円とするものでございます。

それでは、平成21年度各会計予算に関する説明書によりご説明申し上げます。

10ページをお開きください。

歳入予算でございますが、第1款分担金及び負担金、第1項負担金は、各市町の共通経費分賦金で15億4,833万3,000円、第2款国庫支出金、第1項国庫負担金は、保険料不均一賦課負担金5,292万2,000円、第2項国庫補助金は、老人医療費国庫補助金58万1,000円、第3款県支出金、第1項県負担金は、保険料不均一賦課負担金で5,292万1,000円を計上いたしております。

第4款繰入金、第1項基金繰入金は、平成21年度の広報相談体制整備等の経費に充てるために、平成20年度に一般会計から積み立てた臨時特例基金からの繰入金でございまして、1,046万6,000円を計上いたしております。

11ページをお開きください。

第5款繰越金は、存目でございます。

第6款諸収入は、第1項預金利子50万円、第2項雑入は基金利子収入等300万1,000円を計上いたしております。

以上、一般会計の歳入予算総額は、16億6,872万5,000円となっております。

12ページをお開きください。

歳出予算でございますが、第1款議会費は、広域連合議会の開催経費162万8,000円、第2款総務費、第1項総務管理費は、15億5,603万3,000円でございます。総務管理費の主な内訳は、次のとおりでございます。

13ページをお開きください。

第11節需用費5,616万7,000円は、用紙代等の消耗品費、封筒、パンフレット等の印刷費等、第12節役務費1億9,489万7,000円は、通信運搬費、コールセンター人材派遣経費等でございます。第13節委託料8億6,925万6,000円は標準システム運用保守業務、高額療養費等給付業務等の委託費、第14節使用料及び賃貸料1億567万3,000円は電算処理システム機器賃借料、広域連

合事務室の賃借料等でございます。第19節負担金、補助及び交付金3億2,321万5,000円は、事務局職員給与費負担金等でございます。

第2項選挙費は、12万6,000円、14ページに移りまして、第3項監査委員費は9万5,000円を計上いたしております。

第3款民生費、第1項社会福祉費は、特別会計への保険料不均一賦課繰出金1億584万3,000円、第4款予備費は、500万円を計上いたしております。

以上、一般会計の歳出予算総額は、16億6,872万5,000円となっております。

議案第6号についてご説明申し上げました。

次に、議案第7号「平成21年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」でございます。

定例会提出議案の23ページをお開きください。

本予算は、特別会計の予算総額を歳入歳出それぞれ5,209億953万円とし、一時借入金の借入れの最高額を150億円と定めるものでございます。

本予算の基礎となります平成21年度給付費は平成20年度上半期実績をもとに行った平成20年度給付費の見直しに、過去の老人保健の実績を加えて算定しております。被保険者数は58万4,618人、一人当たりの医療費は88万3,566円としております。

それでは、平成21年度各会計予算に関する説明書によりご説明申し上げます。

16ページをお開きください。

まず、歳入予算でございますが、第1款市町支出金、第1項市町負担金は、各市町の保険料等負担金500億9,278万5,000円、療養給付費負担金403億370万4,000円、合計903億9,648万9,000円を計上いたしております。なお、保険料負担金には、平成20年度特別会計補正予算で申し上げましたように、平成20年度末会計処理による14億8,323万4,000円を計上しており、

また、同様の平成21年度末会計処理により、平成22年度へ計上すべき15億4,227万1,000円を減額してございます。

第2款国庫支出金、第1項国庫負担金は、療養給付費負担金1,209億1,111万1,000円、高額医療費負担金11億9,082万3,000円、合計1,221億193万4,000円、第2項国庫補助金は、調整交付金386億8,669万円、健康診査費補助金1億4,615万4,000円、老人医療費国庫補助金は、特別高額医療費共同事業補助金で1,000万円を計上いたしております。

第3款県支出金、第1項県負担金は、療養給付費負担金403億370万4,000円、高額医療費負担金11億9,082万3,000円を計上いたしております。

17ページに移りまして、第4款支払基金交付金は、現役世代からの支援金で2,230億7,150万8,000円、第5款特別高額医療費共同事業交付金は、3億2,270万6,000円を計上いたしております。

第6款繰入金、第1項一般会計繰入金は、保険料不均一賦課繰入金で1億584万3,000円、第2項基金繰入金は、平成21年度の被用者保険の被扶養者及び低所得者の保険料軽減の財源に充てるために、平成20年度に一般会計から積み立てた臨時特例基金からの繰入金で25億9,258万9,000円、第7款繰越金は、平成20年度特別会計の予備費補正後の17億8,308万4,000円を計上いたしております。

第8款県財政安定化基金借入金は、存目でございます。

18ページに移りまして、第9款諸収入、第1項延滞金、加算金及び過料は、存目として2,000円、第2項預金利子は4,800万円、第3項雑入は、第三者納付金等1億5,000万3,000円を計上いたしております。

以上、特別会計の歳入予算総額は、5,209億953万円となっております。

19ページをお開きください。

歳出予算でございますが、第1款保険給付費、第1項療養諸費は、後期高齢者医療

にかかる療養諸費で、第1目療養給付費4,953億3,293万2,000円、第2目訪問看護療養費15億5,526万円、第3目特別療養費100万円、第4目移送費10万円、第5目審査支払手数料16億2,411万円を計上いたしております。

第2項高額療養諸費は、第1目高額療養費191億5,929万6,000円、第2目高額介護合算療養費5億円、第3項その他医療給付費は、葬祭費14億6,400万円を計上いたしております。

第2款県財政安定化基金拠出金は、4億4,029万1,000円でございます。

20ページに移りまして、特別高額医療費共同事業拠出金は、3億3,270万6,000円、第4款保健事業費は、健康診査に要する経費3億9,871万円を計上いたしております。

第5款公債費は、一時借入金利子4,062万5,000円、第6款諸支出金は、過年度還付金等で6,050万円を計上いたしております。

以上、特別会計の歳出予算総額は5,209億953万円となっております。

議案第7号についてご説明申し上げました。

以上、議案第6号及び議案第7号について、ご説明申し上げました。

何とぞよろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（濱田知昭） 提案理由の説明が終わりました。

本件についてこれより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

3番、尼崎市、白井議員。

○3番（白井 文） それでは、私から議案第6号及び議案7号について、質疑させていただきます。

昨年8月の平成20年第2回広域連合議会でも申し上げましたけれども、後期高齢者医療制度実施後も市民や被保険者の方々からさまざまな意見が寄せられているところでございます。国においても、制度施行直後の混乱や、後期高齢者の切実な声を反

映させるために、緊急保険料軽減措置や、年金天引きから普通徴収への拡大等の見直しを実施し、さらに現在も引き続き、制度創設に伴い新たに現役並み所得者になる方への対応や、75歳到達月における自己負担限度額の特例適用等、継続して制度の改善に取り組んでいるところでございます。

しかし、制度の円滑な運営に当たり、何よりも大事なことは被保険者の方々のご理解、ご納得を得ることであり、そのためには、今まで以上に後期高齢者医療制度の見直しの状況や制度のねらいについて広く、わかりやすく、また、被保険者一人ひとりの心に届く温かみのある情報提供を適切に行っていく必要があります。

こうしたことから、広報等を効果的、効率的に実施できるよう国は昨年7月に政令改正を行い、新たに制度に関する広報が市町村が行う事務として加えられましたが、広域連合の区域全部を対象とする広報は、依然広域連合の責務となっております。そして国はもちろんのこと、広域連合や各市町でも、新聞、広報紙、リーフレット等による積極的な広報活動に取り組んでいるところですが、すべての人が認識、理解ができるように努めることが、極めて大切なことでもあります。

昨年の第2回定例会において、障害者の障害の特性に応じた制度の十分な周知を求める陳情が審議されました。本議会としましては、起立少数ということで、不採択となった経過はありますけれども、制度運営を担う広域連合としては、この陳情の願意にも沿って被保険者本位のきめ細やかな広報に継続して取り組む必要があると考えます。

先ほど、藤原議員の平成20年度の広報相談業務の取り組みについての質疑に対しまして、広域連合としてはサーバーの増設やリーフレットの作成というお答えがあったのでございますけれども、それは実施してくださったかと思うんですけれども、もっとですね、各市町単位では適正にできない、例えば効率的にできないとかですね、公平性の観点からも、広域連合がリーダーシップをとってやるべきだと思うようなところに、もっと重点的に取り組んでいただきたい。例えば、マニュアルを作るとか、

ケーススタディ、難しい場合のケーススタディなんかについて合同の研修会をするなんていうところは、ぜひ広域連合がリーダーシップをとって実施していただくと、各市町も非常に助かると思うんです。そういう部分が、ちょっとなかったのかなと思うのでございますけれども。

先ほど、藤原議員の質問と重なりますけれども、そういったマニュアルとか、講演会、勉強会というんでしょうか、研修会、そのようなことについて、取り組まれたのかどうか。また、平成21年度予算では、この広報相談業務に新たな取り組みがされるのか、今申し上げましたようなことも検討していただいているのかどうか、お尋ねしたいと思います。

次に、被保険者資格証明書及び短期被保険者証の交付に関する基本的な考え方についてお尋ねいたします。

何らかの理由によりまして、保険料を納めなかったときに、資格証明書が交付されることがあり、その場合は、一旦医療費の全額を医療機関の窓口で支払い、後日申請して、広域連合から保険給付費相当額が償還されることとなります。これは老人保健時代にはなかったものであり、医療受診の機会が奪われることにも繋がりがねないという声があります。

この資格証明書の運用に当たっては、平成20年6月、政府・与党協議会の取りまとめや、それを受けた厚生労働省の事務取扱において、資格証明書の運用に当たっては、相当な収入があるにもかかわらず、保険料を納めない悪質なものに限り適用する。それ以外の方々に対しては、従前どおりの運用とし、その方針を徹底するとされています。さらに、制度の健全な財政運営、また保険料を支払っている被保険者との公平性確保の観点から、応益、応能を基本に賦課された保険料を、それぞれに負担していただくことが、制度全体の規律維持の点から、極めて必要なことであります。

以上のことから、高齢者の健康と生命にかかわる資格証明書、またそれに先立つ短期被保険者証の交付に係る事務処理方法並びに運用の仕方については極めて慎重な対

応が求められるところであり、被保険者の個別の事情、実態を十分に配慮した対応と、事務処理体制が極めて肝要であると考えております。

資格証明書の交付に至るまでのプロセスとしては、保険料が納付されない場合、まずは督促状を納付期限後20日以内に発送する。発送後、文書や電話、さらには面談の上、納めていただくことを催告する。催告に全く応じないときや、納付が誠実に果たされない方には、通常の被保険者証よりも期間の短い短期被保険者証を交付する。短期被保険者証の交付と並行して、納付折衝を粘り強く行うものの、相当な収入があるにもかかわらず、全く保険料を納めようとしなない極めて悪質な方に限り、資格証明書の交付を検討するといったものではないかと推察いたします。

この平成21年8月には被保険者証の一斉更新がされるわけですが、あわせて滞納がある方への短期被保険者証の交付に向けた取り組みも、この前後の時期に行われるのではないのでしょうか。この短期被保険者証の交付のねらいの一つは、被保険者の納付意欲を引き出すことだと思います。

そこでお尋ねいたします。広域連合においては、どのような基準で短期被保険者証を交付するつもりなのか。またどのような状況になったときに、その対象から外すのか。さらに市町窓口と広域連合とで統一した事務処理や連携が必要と考えますが、いづれも事務処理手順をお示しいただけるのか。さらに被保険者への周知について、どのように考えているのか、お答えいただきたいと思います。

次に、国が進める医療費適正化事業に関連して、後発医薬品、いわゆるジェネリック医薬品の使用促進策についてお尋ねいたします。

平成21年度広域連合特別会計予算においては5,165億4,858万8,000円の療養給付費等が計上されていますが、これを一人当たりの給付費に置き直しますと88万3,566円、この一人当たりの給付費は、平成20年度の84万1,171円の5.04%増で、金額にして4万2,000円を超える大きな伸びとなっています。あくまで、給付見込額とはいえ、制度が始まって2年目にもかかわらず、大

幅な療養給付費の増加により、このままの数値で推移しますと、次期保険料率の上昇を余儀なくされるのではないかと危惧する次第です。

この療養費等の抑制策の一つとして、厚生労働省は平成24年度までに後発医薬品の数量シェアを30%以上にするという目標を掲げ、ジェネリック医薬品の使用促進策に取り組んでいるところです。改めて説明する必要もありませんけれども、ジェネリック医薬品は、先発医薬品と治療学的に同等であるものとして、製造販売が承認され、一般的に開発費用が安く抑えられることから、先発医薬品に比べ薬価が安くなっているため、この普及は患者負担の軽減や、医療保険財政の改善にも資するものと考えられています。

しかしながら、医療関係者の間で、ジェネリック医薬品の品質、情報提供、安定供給に対する不安が払拭されていないことから、平成18年度はその数量シェアは、16.9%であり、欧米諸国と比較して普及が進んでいないのが実情のようです。

このような中で、国は後期高齢者の医療費の伸びを適正化するために、医療費適正化事業において、ジェネリック医薬品の使用促進のための普及啓発に広域連合が努めた場合、その事業経費に対して一定の補助金を交付するとのことです。

そこでお尋ねいたしますが、平成21年度の療養費適正化に向けた方策の一つとして、ジェネリック医薬品普及にどのように取り組むつもりなのか。また、被保険者の方々にジェネリック医薬品の利用促進のための広報周知等をどのように進めていくのかをお聞きいたします。また、医療費抑制のために取り組んでいる他の具体的な施策もあればお聞かせください。

次に、後期高齢者医療制度における健康診査についてお尋ねいたします。

健康診査は、高齢者の医療の確保に関する法律において、保健事業の一つとして努力義務と位置づけられ、財源についても保険料を充てるとされました。こうしたことから、75歳以上の被保険者に対する健康診査の機会は大きく後退することが考えられる一方、健康診査はQOLの確保、介護予防の観点からも重要であり、現在、健康

診査を受診している後期高齢者の受診機会をなくさないために、兵庫県後期高齢者医療広域連合におきましても、各市町と広域連合とが実施協定書を締結し、健康診査事業を実施することとしているところでございます。既に各市町が実施主体となり、基本的には特定健診の健診項目と同様、腹囲測定は除いておりますけれども、それ以外は同様ということで、各市町が実施をしているところでございます。

尼崎市でも、すべての被保険者に健康診査の個別案内を行い、特定健診項目に準じた健康診査を保健所、医療機関のほか、地域への巡回という方法で自己負担を求めずに実施するとともに、希望する高齢者には、がん検診、肺炎ウイルス検査を低額で実施しております。また、受診後の結果につきましても、それぞれの実施機関で対応しているほか、結果についての質問などには、市職員が対応するなどして、取り組んでおります。本市におきましては、今年度は国が健康診査の対象外とした生活習慣病で治療中の方を除きまして、被保険者全体の約10%に当たる約4,000人程度が受診するものと見込んでおります。

そこでお尋ねいたしますが、広域連合における健康診査事業につきまして、広域連合として平成20年度の実施状況をどのように把握分析され、21年度予算に反映したのでしょうか。また、兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第3条で規定している被保険者の健康の保持増進という目的と照らし合わせ、現状をどのように評価しているのか。また、今後どのように保健事業を展開していくつもりなのか、お答えいただきたいと思っております。

以上で、私の第1問を終わらせていただきます。

○議長（濱田知昭） 山田連合長。

○広域連合長（山田 知） 白井議員のお尋ねにつきましてお答えをいたします。

広報活動につきましては、被保険者の方々をはじめ、広くこの制度をご理解いただくことが、何よりも重要であると考えております。障害者の方への広報、周知につきましても、各市町にお願いをしているところであります。今後とも内容にも工夫を凝

らし、41市町と連携を密にして取り組んでまいりたいと考えております。

また、保険料収納対策につきましては、本制度の安定的な運営を継続していくための取り組みでございます。しかしながら、資格証明書の機械的な運用によりまして、高齢者が医療を受ける機会が損なわれることのないよう、慎重な取り組みが必要であります。各市町におきましては、短期被保険者証を有効に活用するなど、滞納のある被保険者との接触の機会を増やし、きめ細かな対応をお願いしたいと考えております。

ほかの点につきまして、事務局長より答弁をいたします。

○議長（濱田知昭） 寺田事務局長。

○事務局長（寺田 裕） それでは私の方からお答えいたします。

後期高齢者医療制度のまずは広報でございますが、制度開始後、国におきまして再三の見直しが行われ、その決定から実施までの期間が短く、時間的な制約もある中で、実施可能な手段を選択せざるを得なかったこともございまして、各市町に多大なご負担をおかけしたところでございます。

昨年6月の政府・与党決定を受けまして、平成20年度の低所得者に対する保険料の経過的な軽減措置や年金からの特別徴収と口座振替の選択制の条件付き実施などの見直しが行われました。その際には、市町広報紙を活用させていただくとともに、新たな改善策を反映したリーフレットを作成するなど、新しい制度の周知に努めてきたところでございます。

さらに、昨年末の政令改正で特別徴収と口座振替の選択制の要件が撤廃されたことに伴い、各市町におきましては広報紙への掲載やダイレクトメールの送付により、急遽ご対応をいただいたところでございます。現在、平成21年度の保険料軽減措置を含めた制度開始後の見直しを盛り込んだミニパンフレットや、リーフレットなどを作成しております。

平成21年度におきましても、引き続き各市町と連携の上、広報紙などで適宜お知らせしていくとともに、8月には被保険者証の一斉更新が予定されており、その際、

制度開始時と同様に、新しいミニパンフレットを同封し、被保険者全員に送付するとともに、主として医療機関向けのポスターも作成する予定にしております。そのほか、点字対応リーフレットの作成も検討しております。

制度の複雑さに加えまして、度重なる見直しもある中、今後ともわかりやすい広報活動を行っていく必要がございますので、国の見直しの動きも注視しながら、各市町との密接な連携を図り、種々工夫して広報啓発に努めてまいりたいと考えておりますので、ご協力をお願いしたいと思います。

それから、資格証明書、あるいは短期被保険者証等についてでございますが、保険料収納対策は、本制度の安定的な運営を継続していくための基本となる取り組みであると認識しております。その中で、資格証明書や短期被保険者証は、被保険者間の負担の公平を図るとともに、市町が保険料を滞納している被保険者と接触する機会を確保することによりまして、保険料の適正な収納を図ることが趣旨とされております。しかしながら、資格証明書の交付につきましては、その機械的な運用により、被保険者が医療を受ける機会が損なわれることのないよう、慎重になされるべきものであり、平成20年6月の政府・与党決定でも、資格証明書の運用に当たっては、相当な収入があるにもかかわらず、保険料を納めない悪質な者に限って適用するとされてるところでございます。

そのためには、被保険者の個々の事情を十分把握した上で、きめ細かな取り組みを行う必要がございます。こうした取り組みを行うためにも、滞納がある被保険者との接触の機会を増やすことが重要であり、短期被保険者証によって納付相談を行っていくことが必要でございます。今後、対象者への周知方法も含め、41市町と事務処理の手順を定めてまいりたいと考えております。

それから、ジェネリック医薬品、あるいはその他の対策も含めてというお尋ねでございますが、医療費の増加が保険料率の上昇を余儀なくされるのではないかというご危惧はご指摘のとおりでございます。高齢者の方々が安心して適切な医療を受けるこ

とができることが、まず大前提としてございますが、その上で、可能な医療費適正化に取り組むことが必要であると認識しております。

今年度は被保険者の方々への医療費通知や、レセプト点検を行っております。重複頻回受診者に対する訪問指導につきましては、健診事業と同様、広域連合事務局体制の制約から市町の力を借りる必要があると考えておりますが、市町では特定健診事業で繁忙を極め、協議をさせていただくまでに至っていない状況でございます。

ジェネリック医薬品につきましても、先般、国民健康保険における後発医薬品ジェネリック医薬品の普及促進について、国の通知が出されたところであり、今後、各市町の取り組みについて、調査させていただきたいと考えております。また、兵庫県の薬事審議会で昨年秋から後発医薬品安心使用促進ワーキンググループでの検討が進められており、3月中旬には中間報告が出されるとお聞きしておりますので、これも参考にさせていただきたいと考えております。

何分、制度開始初年度であり、また制度実施後の保険料軽減対策等により、必ずしも取り組みが十分ではなかったとは存じますが、既に長い歴史のある国保保険者である市町のご意見をいただきながら、医療費適正化に取り組む所存でございます。

それから、健康診査事業でございますが、後期高齢者の健康診査につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律により、平成20年度から広域連合の努力義務とされたところがございます。しかしながら、後期高齢者につきましても、健康診査を受ける機会を確保することは重要であるという観点から、県内41市町との協議により、後期高齢者に対する健康診査を実施することとなりました。ただ、その実施に当たりましては、広域連合に実施体制がないことに加え、各市町の実施方法等が異なることも勘案し、各市町とご協議の上、最も実現可能な方法として、健康診査の実施を各市町にお願いし、広域連合はそれに対して補助をすることとしたところがございます。

平成20年度につきましては、各市町の受診実績等は、なお事業実施中のところもあり、集約できていない状況でございますが、後期高齢者の健康診査を受ける機会の

確保という点については、各市町のご尽力により達成されているものと考えております。加えまして、各市町において、それぞれ従来の実施方法等を踏まえた上で、後期高齢者の健康診査を実施していただいたことにより、十分な準備期間もない中で、比較的円滑に実施していただけたと考えております。

平成21年度につきましては、財政運営期間の2年目であること、国庫補助についても予算化される予定であることから、平成20年度と同様、国庫補助と保険料を財源として、各市町に実施していただく健康診査に対する補助を行うための予算を計上しております。

今後の保健事業につきましては、次の2年間の財政運営期間に向けて、平成20年度の実績等を踏まえ、改めて各市町のご意見をいただきながら、検討していく必要がございますが、事業実施に当たりましては、各市町のご協力が不可欠でございますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（濱田知昭） 3番、白井議員。

○3番（白井 文） 一連のご答弁いただきましてありがとうございます。

まず、あと意見と要望だけ述べさせていただこうと思います。

まず一つ目の、障害者や高齢者の方々に対します説明とか相談のやり方ってということなんでございますけれども、ミニパンフレットとかリーフレット、ポスターなども21年度は実施するというところでございましたけれども、やはり顔を見てのフェイストゥフェイスのコミュニケーションということが、高齢者や障害者の方にとりましては、わかりやすく必要な点がございますので、先ほど申し上げましたように、各それぞれ市町の窓口の職員の対応によって大きく差が出てくるところもございますので、マニュアルの作成ですとか、研修会なんかについてもぜひ、取り組んでいただきたいと思います。

二つ目の短期被保険者証の交付についてでございますけれども、短期被保険者証の

交付ですとか、納付折衝の窓口は各市町であるんですけれども、だからこそ、市町と広域連合とが一体となって、適正に事務を進めていかなければなりません。そういった点から、このことにつきましても広域連合が責任をもって、まず検討を重ねて交付に係る事務処理手続なんかについて、市町の意見も採り入れながらできる限り早く市町の方にご提示していただきたいというふうに思いますので、どうぞよろしく願いいたします。くどいですが、交付に当たりましては被保険者の実情を十分に汲み取った上、納得が得られるようあらゆる機会をとらえて、納付相談に応じ、滞納した期間のみによる判断などの機械的かつ一律的な適用にならないよう、そういう制度にならないように、ぜひ努めていただきたいと思いますとお願ひしておきます。

ジェネリック医薬品と医療費抑制についてですけれども、レセプトの点検を実施するというようなお話もいただきましたけれども、もちろん広域連合は医療機関でありませんので、種々の制約はあると思うんですけれども、給付と負担の公平性の確保の観点からも、ジェネリック医薬品の利用促進に向けた、基本的な考えをまとめる必要があると思います。その基本的な考え方に沿って、被保険者への周知の徹底に取り組まなければならないのではないのでしょうか。また、医療費抑制について、その先進的な取り組みなどについては、十分事例を研究していただきまして、総合的に取り組んでいただきたいと思います。

健康診査につきましては、財源の問題もあり、実施方法等についてはいろいろ検討された結果、広域連合が各市町と協定を結んで、実施機関である市町に補助をするという方法で実施されているところですが、重要なことはやはり、実施主体である広域連合が、その実施状況、健診結果等しっかりと把握して、その結果を検証され、健康診査の目的を果たしていくことだというふうに思います。条例で定めている被保険者の健康の保持増進のための総合的な取り組みを進めていくことが、広域連合に課せられた責務であるとも思いますので、ぜひとも着実な推進をお願いしたいと思います。

少し長くなりましたけれども、この後期高齢者医療制度、長年にわたり論議を経てスタートしたものでありますが、なお課題や問題も山積しているところです。制度の運営主体である広域連合としては、本当にいろいろ御苦労多く、大変だと思うのでございますけれども、あたかもほつれた糸をほぐすかのように課題の解決に向けて熱意と努力をもって、入念かつ積極的に取り組んでいただきたいと心から願ひまして、私の質問、質疑を終わらせていただきます。

○議長（濱田知昭） 白井議員の発言は終わりました。

続きまして、23番、養父市、藤原議員。

○23番（藤原敏憲） 第6号議案と7号議案につきまして、一括して質問質疑を行いたいと思います。

先ほどの議案の質疑のときに当局の方から、例えば加入人員だとか、詳細については課長が全部資料持っておるという説明だったですね。私だけですか、それが渡っていないのは。あとの議員さん皆、持っておられるということですか。質問事項を挙げているんですけれども、そういう詳細な説明資料があれば、質問しなくていい項目もたくさんあるんですけれども、それらについては、これから見直してください。議員がいるわけですから、私は市長や副市長さんと違いますから、毎日市役所に行っているわけではございませんので、きっちりとすべての資料を議員に送っていただけるように要請しておきます。質問項目が大きく変わってくるわけですからね。もう少し丁寧な対応してくださいね。

まず、議案第6号ですけれども、質問申し上げますが、職員数の問題取り上げておりますが、この後期高齢者医療制度についてのそもそも論につきましては一般質問でまた申し上げますけれども、現在制度が存続して業務が行われておりますし、大変なハードな業務だろうとは予測しております。啓発活動をしなければなりません、相談活動もしなければなりません、保険料のことも考えなければなりませんし、国の方が制度改正ころころ変えてきておりますから、その業務も大変だと思いますが、今の職

員数で充足しているのか。後期高齢者医療制度に加入しておられる方、また障害者の方たちに対する啓発活動などが極めて不十分ではないかといわれておりますが、職員数が少ないということも原因しているのではございませんでしょうか、伺っておきたいと思います。

それから、補正予算や一般会計予算でもわかりませんが、そういう資料がございませんので、課長さんにお渡しになってるのかわかりませんが、時間外手当というのは一体幾らございますでしょうか、伺っておきたいと思います。

それから、一般会計予算のところでは一般管理費の委託料が増額となっておりますが、この要因は一体何なんでしょうか。

それから、毎年50万円というのが、事務室の改装工事というのが計上されているわけですが、毎年毎年事務室の改装されてるんですか。この辺がよくわかりませんので、課長さんに渡した資料に載っておれば、こういう質問しなくてもよかったのかもわかりませんが、お答え願いたいと思います。

それから、議案第7号ですけど、特別会計ですが、先ほどの健康診査の内容につきましては、白井議員の方からもご質問がございましたけれども、いわゆる後期高齢者医療の対象にした健康診査というのは、大きく変わってきておましてね、自治体ごとに大きく違ってきているわけです。広域連合と市町の中で協定を結んでやっているんだとおっしゃっておられますけれども、十分な対応がこれでできているのかどうか。去年の4月以降で、高齢者に対する健康診査というのを大きく後退しているところも出てきているわけですが、これらについては、市町とどのような協定を結ばれて、広域連合として指導をしておられるのか、伺っておきたいと思います。

それから、それぞれ基金がございそうですが、この収支状況は今、一体どうなっているのか。最終的にはゼロになるというものではございませうけれども、伺っておきたいと思います。

それから、第三者納付金の減額ですけど、20年度予算でも、補正でも減額さ

れているわけですが、これ当初たくさん見込み過ぎていたということですか。余りに大幅な減額ですね。どういう予算とされていたのか、伺っておきたいと思います。

それから、加入者数につきましては、先ほどもご答弁いただきましたので結構でございます。以上でございます。

○議長（濱田知昭） 寺田事務局長。

○事務局長（寺田 裕） お答えいたします。

広域連合事務局でございますが、兵庫県内各市町から合計30名で発足し、現在制度の円滑な運営に努力しているところであります。それで充足しているかということでございますけれども、これ近隣で申しますと、大阪府が42名あるいは京都府が22名というところで、大体やはりこの30名程度で頑張っていく必要があるかと考えております。

それから、時間外手当の額につきましては、平成21年度の一般会計予算では人件費のうちの2,400万円を計上させていただいております。

それから、一般管理費の委託料の増額の要因でございますが、一般管理費の委託料は先ほどご説明させていただきました8億6,925万6,000円、平成20年度予算に比較して7,300万円程度の増となっておりますが、この増額要因は、平成20年度は制度施行初年度のために、給付月が11か月でございました。平成21年度は12か月、平準化されるわけでございます。それと平成21年度になりますと、20年度から被保険者数が伸びるわけでございますので、この支給月の関係と被保険者数の伸びによって、療養費等の支払い業務等の経費が増加するという点がございます。それからもう一つは、平成21年度には被保険者証の一斉更新がございます。制度発足当時は4月1日現在必ずお届けせないかんということでございましたので、19年度予算で処理しておりますが、平成21年度は、一斉更新は年度が入ってから準備にかかるということで、21年度予算に含まれております。その被保険者証の一斉更新の封入封緘等の経費が増加することでございます。

それから、事務室の改装工事費として平成21年度は20年度と同額の50万円を計上させていただいております。平成20年度は電話のお問い合わせ等に対応するための端末設置等の工事をさせていただきました。21年度何もございませんでしたら、このままでいけるのではないかと考えておりますが、まだ制度発足後2年目ということで予算化させていただいております。

それから、健康診査費でございますが、健康診査につきましては各市町との協定ということで、先ほどご説明させていただいたとおりでございます。最低でも基本項目については、これはやっただけでございますけれども、やっただけということで、各市町によりまして健診方法、集団健診でありますとか個別健診でありますとか、あるいは健診項目についても若干異同がございますけれども、基本項目については41市町あわせてやっただけ、それについて健診費用、国庫補助も含めてお出しさせていただくという形で行っているところでございます。

それから、基金の収支状況でございますが、収支と申しますか、現在ございますのは、先ほど20年度の補正予算の関係のときにご説明申しました臨時特例基金というものでございます。臨時特例基金は平成20年度の発足当初に被用者保険の被扶養者であった方の保険料の減額の財源の受け皿としてできたものでございまして、それにつきまして、先ほども補正では21年度に引き継ぐということでございましたけれども、当初は20年度だけということでございましたので、20年度に基金を造成し、20年度中の今現在では基金残高は5億3,589万5,000円でございます。基金は、これは必要な部分を特別会計に組み入れまして、残った残額が出ますと国に返還するというようになっております。

それから、第三者納付金でございます。これは先ほどおっしゃいましたとおりでございます。平成20年度補正予算で減額させていただきました。これは20年度の当初予算に計上いたします際に、従来の老人保健の近年度の実績を計上してしましまして、これが実際には症状が、事故等によって疾病が起こり、その症状が固定するま

で長時間かかるということでございまして、実は老人保健の関係は平成19年度で終わってるんですけども。老人保健の19年度までの第三者納付金にかかる分についてはまだ20年度もかなり入ってきて、逆に20年度から始まった分については、数年で平準化するということが判明いたしました。これはちょっと過大に見積もっていたというものでございますので、先ほど補正させていただいたということでございます。

以上でございます。

○議長（濱田知昭） 23番、藤原議員。

○23番（藤原敏憲） そうしますと、職員数については私も調べてみましたが、大阪が先ほど言われましたように40人ほど、京都が20人ほど、兵庫県は30人で何とかいけるのではないかとおっしゃいましたけれども、ところが時間外手当が2,400万あがってるわけですね、30名で。これは私たちの町でしたら非常に高い額のような気がするんですけども。やはり時間外手当が多いということは、それだけ業務がハードになっているのではないかと、そして先ほど言いましたように本当にこの制度ができて、周知徹底の問題やらそれから相談業務もありますし、地方の自治体とのいろいろな調整もありますが、それらが本当にこれでできているのかなというふうに疑わざるを得ないわけなんです。

ですから啓発活動なり本当に十分に障害者の方に高齢者の方にも不安を持っている現状が、この職員数の減、少ないというのが起因しているのではないかとこのように思われますが、率直なところをお聞かせ願いたいというふうに思いますが、いかがでございましょうか。

それから、議案第7号の方でございましてけれども、加入者数ですね。当初見込みよりも減ってきたということで補正もあったわけですけども、この要因は一体いかに考えておられますでしょうか。当然、保険料が減って、給付費も減るわけですから、先ほどの20年度の補正予算でも減額になったわけですけども、障害者の方につい

ては対象人員の約7割が加入しておられますね。養父市でも調べましたら26%の方が加入はしておられません。つまり7割強の方が後期高齢者医療制度に加入していただけるわけですが、これらにつきましても本当にこの障害者の方たちが今の保険でいいのか、後期高齢者医療制度に入った方がいいのかというのが不安な面持ちで入ったり入らなかったりしてる方が非常に多いわけです。先ほど言われました啓発活動もこれから不備な点も充足していくように職員も頑張っていくとおっしゃいましたが、なかなか現状ではそうはなっていない。啓発活動も不十分であり、今なお、高齢者、障害者の方がこの制度についての理解が非常に困難な状況というのがあるわけです。これらについてはどのように考えて21年度予算で対応されようとしているのか。先ほどの議員の質問でも重複いたしますけれども、明確な明快なご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（濱田知昭） 寺田事務局長。

○事務局長（寺田 裕） まず1点は、職員数の問題でございます。これは申しましたように30人、各市町から担当者の方を非常に苦しい状況の中でおくっていただいております。これで何とか頑張っていきたいと思っておるわけでございます。

それから、加入者数の問題でございますが、加入者数は先ほど藤原議員のご質問にございました障害者の方の加入者数の問題がございました。当初3万3,800人程度を見込んでおりましたものが、直近の数字で2万2,600人程度になって、約7割ということでございます。この被保険者全体の数の想定よりも少なかったというかなりの割合がこの障害者の方だろうと思っております。この方々につきましては、当初老人保健制度で障害認定を受けておられた65歳から74歳までの方々に対しましては、各市町から後期高齢者医療への移行につきまして個別のお知らせをしていただきまして、新しい制度の周知を行ってまいりました。制度施行後も障害認定の申請をされる方々に対して、新しい制度の加入脱退等に関するご説明を行っていただいているところでございます。特に従来加入されていた方々との国民健康保険等との関係も

ございますので、これらの内容も含めて各市町にご対応をいただいているところでございます。いずれにしても私ども、各市町と密接に連携いたしまして、再度制度の周知につきまして、今後ともその充実に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（濱田知昭） 23番、藤原議員。

○23番（藤原敏憲） わかりました。職員は足りているということを理解いたしましたので、やはり先ほど申し上げましたようないろんな加入者、障害者に対する啓発活動を、それぞれの自治体との対応を十分にやっていただきますように、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

それから、健康診査費の関係でございますけれども、先ほど答弁されましたように広域連合と市町とで協定を交わしながらやっていくと。そしたら実施主体は自治体になるわけですから、そこがやられることについて広域連合から補助をしていくという形でございますね。市によっては内容が違うわけですね、この健康診断は。それらについては市の方の判断でやったものについて広域連合としては補助を行っていくということで理解しておいてよろしいのでしょうか。この件を伺って、この二つの議案についての質問質疑は終わりたいと思います。

○議長（濱田知昭） 寺田事務局長。

○事務局長（寺田 裕） お答えいたします。

国庫補助そのものは基準がございます。国庫補助につきましては、先ほどから出ておりますいわゆる基本項目というものが基準でございますので、これについて算定されてまいります。それが広域連合を通じて市町にお配りさせていただくということになります。それで実施件数に応じた形での、計算はまだ全体の集約ができておりませんけれども、これからというところでございます。

以上でございます。

○議長（濱田知昭） 質疑は終わりました。これより討論に入ります。討論の通告

がありますので、これを許可いたします。

23番、養父市、藤原議員。

○23番（藤原敏憲） 養父市の藤原でございます。

議案第7号「平成21年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」に反対するものであります。また、一般質問でも申し述べようと思っておりますけれども、この後期高齢者医療制度ができて1年になろうとしておりますが、制度以前、そして制度後ますます高齢者やいろいろな各種団体、また医師会などの強い批判が出ている現状にあります。このままでいきますと、際限なく保険料が増額され、ますます高齢者が住みにくい、命とそして暮らしが脅かされようとしているのが、この制度ではないかと考えています。保険料の問題にいたしましても、私が住む養父市では高齢者の方の医療費を少なくし、そのために、健康づくりのために努力してまいりました。ですから、言い方悪いんですけども、神戸市さんの方と比べまして、一人当たりの医療費も非常に少なくなっています。ところが今度広域連合になったことによって、この医療費を下げるために努力してきたこういう施策が全く実を結ばなくなってしまった。医療費は少ないけれども、保険料は兵庫県一律で行っていく、こういうふうな制度になって、本当に高齢者の怒りが出るのは当然のことだろうというふうに考えております。養父市の実情を担当課に聞きましても、これまでの国民健康保険税と比べまして、所得の低い人でだいたい後期高齢者の保険料でとんとん、所得の高い方はほとんどが保険料が去年の4月から高くなっている。こういう実態にあります。この保険料については、この広域連合議会での条例で作られておりますので、この条例を変えない限りは確かに保険料を下げることはできませんけれども、もっとも兵庫県補助を取りながらも保険料を下げる、そういう努力をすべきであるのに、そういう姿がこの議会では見えてきません。お隣の京都府では、京都府の財政厳しい中でも、高齢者の保険料の引き下げのために府の補助を行っております。兵庫県でももっともっと広域連合として県に対して国に対して申し述べるところは申し述べ、

制度の廃止を訴え、そして制度が存続する間については高齢者の立場に立ったいい制度になるようにもっと努力すべきでありますけれども、先ほどの私の質疑に対します答弁を聞いておりまして、みずからの考えはほとんど言わずに、ともかく国がやっているから、国がやったら広域連合議会としてもやっていきたい、こういう答弁でございます。まさに高齢者を本当に真剣に考えているのか、兵庫県の多くの高齢者の方の命と暮らしというものを本当に真剣に考えているのか疑わざるを得ません。そしてまた、先ほどの質疑でもございましたが、資格証明書、短期保険証の発行というこういう本当に重大な問題に取りかかろうと今、されています。先ほどの答弁でもありましたように、機械的にはしないと言いながら統一したものをつくっていききたい、このままでいきますと、悪質とみなされたらすべてが保険証を取り上げられてしまうといった事態になってきます。

私の養父市では保険料を滞納にした保険証の取り上げは一切行っておりません。資格証明書も発行しておりません。担当者が努力をしながら滞納している方についてもわずかでも毎月毎月保険料を徴収している、納めていただいている、こういう実態があります。それらを機械的に、資格証明書を発行するということは断じて許されませんし、これらを統一して基準を決めてしまうというのはまさに言語道断であり、到底許すことができません。この制度は一日も早く廃止し、そして高齢者が安心して老後暮らしを暮らすことができる、そういう制度につくり上げるべきであります。当面は減免制度なども充実しなければなりませんけれども、決して十分な対応であるとは言いがたいものがあります。この特別会計を認めていくなれば、保険料が際限なく上がってしまい、本当に我々田舎の方の小さな町の高齢者が、本当に暮らしにくい、そういう養父市になってしまう、こういう危険性を非常に感じております。ですから、この特別会計に対しては反対し、よりよい制度になるようにつくり変えていただきますように、心より期待をいたしまして、私の反対討論といたします。以上です。

○議長（濱田知昭） 討論は終わりました。

本件について、他に発言の通告もありませんので、これより順次お諮りをいたしたいと思います。

まず、議案第6号を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(濱田知昭) ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号について、起立の方法をもって採決いたします。

本件を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者多数)

○議長(濱田知昭) 起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第12、請願第1号から日程第14、請願第3号まで、及び日程第15、陳情第1号から日程第17、陳情第3号までを一括議題といたします。

請願について、紹介議員の趣旨説明を求めます。

23番、養父市、藤原議員。

○23番(藤原敏憲) 養父市の藤原でございます。

請願第1号、及び第2号、第3号につきまして、紹介議員として、趣旨説明を行います。

まず、請願第1号「後期高齢者から医療を奪わないための請願」の趣旨説明を行います。この請願の趣旨にも書かれておりますように、現在各自治体で調査されたところ、普通徴収者の滞納率というのが約10%、1万4,000人にもなろうとしております。この制度ができるまでは皆さんご承知のように、高齢者の保険証の取り上げというのはできない法律になっておりました。この普通徴収者というのは極めて低所得者の方で、言い方悪いんですけども生活困窮者の方もかなり多くおられます。保険証の取り上げということは高齢者の命と健康を奪うものであり、医療を受けられ

る、こういう権利をも奪うものでありまして、到底認められない、このように考えています。滞納者の方につきましては、それぞれ理由はございます。それぞれの自治体では滞納者の方に対してきめ細かな対応をし、一律的に保険証を取り上げるのではなくて、それぞれの実情を勘案し、そして理解を願い、個々の実情にあった徴収方法を現在とってきております。これらの方に対して特段の配慮を行い、そして生活支援も含めた対応を望むものであります。さらに未納実態等を公表して、県民の方にも知らせるということを求めています。このことを広域連合議会として、決議するものを求めるものでございます。ぜひともご賛同をお願いしたいと思います。

次に、請願第2号「障害者に対する後期高齢者医療制度に関する請願」の趣旨説明を行います。これももう皆さんよく御存じのとおりでございます。65歳から75歳未満の障害者は、この後期高齢者医療制度に加入するかどうかは本人の選択によるものでございます。しかし、これらのことが本当に障害者の方に十分伝えられているかといったら、甚だ疑問の点が多くございます。やはりこれらの点につきまして自治体任せにするのではなく、この広域連合として責任を持って説明をしていく、周知をしていくということが今、求められていると思っています。どの保険に入るのかを選択できるということはもちろんのこと、具体的な保険料の違い、助成制度利用の場合の支払い方法等々について、例えば年度ごと、そして誕生日ごとに詳しく知らせる、こういうきめ細かな対応が必要であります。後期高齢者と同じように障害者におきましても保険証の取り上げというのは、命にかかわる問題であります。これまで同様に保険証の取り上げはしない、こういうことを広域連合議会として決議をしていただきたい、こういう趣旨でございます。

続きまして、請願第3号「後期高齢者医療制度についての請願」の趣旨説明を行います。まず1点目は、やはりこの後期高齢者医療制度は皆様ご存じのようにマスコミも取り上げ、また医師会も取り上げ、多くの全国の老人会、高齢者の方が声を大きくしておられますように、やはり後期高齢者医療制度については高齢者の命と健康を大

きく脅かすものであり、承諾もなしに年金から保険料を天引きする、このような制度については一日も早く廃止すべきである。こういうものでございます。そして高齢者はこれまでからもまじめに少ない年金の中から、収入の中ではありましたが、保険料を納めてこられました。私たちの養父市を見ましても、高齢者の方が方が保険料の納入率は非常に高いわけです。中には払いたくても払えない高齢者の方もおられます。市の担当者と相談して、滞納金をこつこつと納めている高齢者もおられます。この制度では保険証の取り上げが行うことができるようになってしまいました。安易な保険証取り上げをしないように、国の制度改正を求める趣旨でございます。そして保険料は所得が全くない方からも徴収するという過酷な制度でございます。本日の提案で保険料の減免制度も新たなものができましたし、20年度から21年度にかけましても、低所得者に対する配慮も行われましたけれども、決して十分な対応ではございません。国庫負担を増額して、減免制度ができるようお願いをしているものでございます。国庫負担の増額につきましては、調べてみますと、昨年この広域議会でも国庫負担を求める意見書が採択をされています。国に対してやはりこの制度を廃止し、そしてこの制度が存続している間は、安心して暮らすことができる、そういうことを求める意見書を国に提出していただきたい、これがこの趣旨でございます。

以上3件の請願につきまして提案理由の趣旨説明をさせていただきましたが、本議会では市長さん、副市長さん、町長さん、副町長さんがほとんどでございます。いろんなお立場もございませうが、曲げて今申し上げました3件の意見書を、決議を採択していただきたいと思えます。お帰りになりましたら、反対の立場で今度は予算を提案しなければならない。また規約も提案しなければならないということはよく理解をしておりますけれども、曲げて大局的な見地の中から、この3件の請願につきましてご採択いただきますように、心からお願いを申し上げまして、趣旨説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（濱田知昭） 次に、請願及び陳情に対する執行機関の説明を求めます。

寺田事務局長。

○事務局長（寺田 裕） 請願第1号から第3号、及び陳情第1号から第3号までについて、ご説明申し上げます。

まず、請願第1号「後期高齢者から医療を奪わないための請願」について、ご説明申し上げます。本件は、兵庫県後期高齢者医療広域連合として、普通徴収対象者の未納実態を調査して県民に報告、公表すること。その際、特別事情の有無について確認し、その内容を県民に報告、公表すること。滞納者に対しては、文書だけを送付するのではなく、戸別訪問などを行い、相談活動も含めて生活全般を支援するような対応をすること。高齢者から保険証を取り上げないようにすることを求めるものでございます。

保険料の徴収は、各市町の権限に属する事項でございますが、広域連合としても制度の運営主体として、各市町における徴収事務の実態について把握する必要があると考えており、適宜情報をいただく等各市町と連携を密にして取り組んでおります。また各市町において保険料を滞納されている方と接触する中で、実情を把握いただき、そうして得た情報を広域連合と共有していくということが、きめ細かい対応につながると考えております。現状は、まずは県内統一した客観的な数値で状況を把握するため、市町のご協力を得て、作業を進めているところでございます。保険料を滞納した方につきましては、徴収事務を担当しております各市町より文書による督促、催告を行い、それでもなお滞納を解消しない方につきましては、状況に応じて電話や訪問等により納付相談を実施しております。広域連合といたしましては、各市町においてこれらの対応を確実に実施していただきたいと考えております。

高齢者の医療の確保に関する法律及び同施行令による資格証明書につきましては、資格証明書の適用にあたっては相当な収入があるにもかかわらず、保険料を納めない悪質な者に限って適用すると、平成20年6月の政府・与党決定でされております。実際の運用にあたっては、機械的画一的に資格証明書を交付するのではなく、短期被

保険者証を有効に活用し、保険料の滞納のある被保険者との接触の機会を増やして、その実情を十分に把握しながら運用してまいりたいと考えております。

次に、請願第2号「障害者に対する後期高齢者医療制度に関する請願」について、ご説明申し上げます。本件は、新制度の対象となるすべての障害者に対して、障害特性に応じた方法で、新制度を各市町任せにせず、兵庫県後期高齢者医療広域連合として責任をもって周知すること。特に一定の障害のある65歳以上75歳未満の人については、この新制度への加入が選択であることを明確に伝えた上で、障害にかかわる専門医療や一般医療が十分に受けられるかどうか、現在と新制度の保険料額の比較、診療機関での窓口負担の違い、保険証の取り上げ問題や重度障害者医療費助成制度を利用する場合の支払い方法など、それぞれの医療制度の違いを十分に周知し、当事者が納得して選択できるようにすること。障害者からは保険証の取り上げをしないことを求めるものでございます。

後期高齢者医療制度の周知につきましては、順次各市町の広報紙に制度の概要や保険料率等について掲載するとともに、ポスターの掲示やリーフレットの発行、すべての被保険者の方に被保険者証とともにミニパンフレットを送付することなどによって、新しい制度の周知に努めてまいりました。また、国においても視覚障害者向けの音声広報や、点字広報誌において広報を実施したところです。

これまでの老人保健制度で障害認定を受けておられた65歳から74歳までの方々に対しては、各市町から後期高齢者医療への移行について個別のお知らせを行い、新しい制度の周知を行ってまいりました。制度施行後に障害認定の申請をされる方々に対しても、新しい制度への加入、脱退等に関するご説明を行っていただいているところでございます。特に従来加入されていた国民健康保険の保険料や重度障害者医療費助成制度等、各市町で異なる内容を含め、総合的な相談に対応できるのが最寄りの市町の窓口であることから、これらの内容も含め、各市町に対応いただいているところです。制度の周知につきましては、今後とも各市町と密接に連携し、その充実に努め

てまいりたいと考えております。

資格証明書の交付につきましては、請願第1号でご説明したとおりでございます。

次に、請願第3号「後期高齢者医療制度についての請願」についてご説明申し上げます。本件は、後期高齢者医療制度の廃止、国庫負担の大幅増額、保険料を引き下げるための減免制度の拡充及び高齢者で保険料未納の者から、保険証を取り上げない法の整備について、国に対して意見書を提出するよう求めるものでございます。

後期高齢者医療制度は、平成18年6月に成立いたしました健康保険法等の一部を改正する法律により、昨年4月から実施されております。平成20年度には被用者保険の被扶養者であった方、及び低所得者の被保険者の方について保険料の特例軽減が実施されました。平成21年度においても、被用者保険の被扶養者だった方の保険料について、引き続き9割軽減することとしているほか、低所得者の被保険者の方については、7割軽減世帯のうち、被保険者全員の所得がない場合に均等割額を9割軽減するとともに、所得割についても平成20年度と同様に基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の方について、所得割を一律50%軽減することとなっております。あわせて本年4月からは年金からの特別徴収と口座振替の選択制が実施されます。また、当広域連合として、後期高齢者医療に関する条例第20条において、災害、被保険者の属する世帯の収入が著しく減少したときのほか、世帯の収入が一定の基準以下になったとき等の保険料減免を定め実施しております。

なお、当広域連合議会においても、昨年8月4日付をもって、被保険者に過大な負担増となることなく、将来にわたって高齢者が安心して適切な医療を受けることができるよう、国の責任において財政措置を含めた必要な見直しが行われることを強く要望する意見書を国の関係機関に提出いただいているところでございます。さらに国においても、高齢者に納得していただけるよう、さらなる見直しを検討していると聞いております。広域連合においては、県内市町と連携のうえ、制度の円滑な実施に取り組んでまいります。

資格証明書の交付につきましては、請願第1号でご説明したとおりでございます。

次に、陳情第1号から第3号「後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書の提出を求める陳情」について、ご説明申し上げます。本件は、いずれも後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書を政府に提出することを求めるものでございます。請願第3号でご説明したとおりでございます。

以上、請願第1号から第3号、及び陳情第1号から第3号までご説明申し上げます。

○議長（濱田知昭） 紹介議員の趣旨説明及び執行機関の説明は終わりました。

本件について、発言の通告ありませんので、これより順次お諮りをいたします。

まず、請願第1号について、採択することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者少数）

○議長（濱田知昭） 起立少数であります。

よって、本件は不採択と決定いたしました。

次に、請願第2号について、採択することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者少数）

○議長（濱田知昭） 起立少数であります。

よって、本件は不採択と決定いたしました。

次に、請願第3号について、採択することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者少数）

○議長（濱田知昭） 起立少数であります。

よって、本件は不採択と決定いたしました。

次に、陳情第1号から第3号について、同一内容の陳情でございますので、一括してお諮りをいたします。

陳情第1号から第3号について、採択することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者少数）

○議長（濱田知昭） 起立少数であります。

よって、本件は不採択と決定いたしました。

次に、日程第18、一般質問を行います。質問の通告がございますので、これを許可いたします。

23番、養父市、藤原議員。

○23番（藤原敏憲） 23番、養父市の藤原でございます。

一般質問を通告に従いまして行いたいと思いますが、一般質問に入りますまでに一言申し上げておきたいと思っております。

私は去年の11月の養父市の臨時議会におきまして、この広域議員に選ばれました。私の養父市の議会では、この広域議員は議員の投票によって行うということになっており、立候補の意思のある者は全員の前で立候補表明演説を行ったのちに選挙に臨みます。今回は、私と市長が立候補いたしまして、それぞれ表明をいたしました。私は、この後期高齢者医療制度については基本的には廃止の方向を目指していく、そして制度が存続する間は、高齢者にとって老後を安心して暮らすことができるよう、そういう制度改正を求めて広域議会の中で頑張りたいということを訴えて、幸いなことに当選をさせていただきました。ですから、養父市議会の声や高齢者の声をしっかりと届けていく、その立場でこれから広域議会で頑張っていきたいと考えておりますので、ぜひともよろしくお願いを申し上げます。

それでは一般質問に入らせていただきます。連合長にお尋ねをいたしますが、この後期高齢者医療制度がスタートして1年になろうとしています。多くの高齢者の方また障害者の方が、この制度が一体何のためにつくられたのか、ほとんどわからない。当初から質問と疑問が多く出されてきました。そして制度の内容がわかるにつれて、その声は怒りと批判に変わってきました。結局、昨年問題となりました厚生労働省の役人が発言したように、高齢者に痛みを知ってもらうためということが、いよいよ明らかになってきたのではないかと考えています。そして、矛盾と高齢者の怒りの中で

無理やりこの制度をスタートしたために、高齢者だけではなく医師会などからも多くの批判が、意見が高まってくる、こういう事態になってしまいました。各マスコミもこの問題を連日のように取り上げました。政府は、廃止する、このことは言わずに次々と見直しを行い、廃止を求める大きな世論を打ち消すために躍起になってきています。

しかし、高齢者の大きな声は、なぜこんな制度をつくったのか、なぜ後期高齢者と呼ばれなければならないのか、なぜ承諾もなしに年金から天引きするのか、なぜ同じ年金支給額を受けている人で保険料が大きく違うのかなど、素朴で素直な思いが今出ています。これらには全く答えようとせず、矛盾を次々と広げてしまうような国の見直しでは、到底高齢者の納得が得れるはずがございません。ですから全国各地で、後期高齢者医療制度の廃止を求める運動が強まっています。今なお多くのマスコミも異議を唱えている状況であります。これまでに新たな制度がスタートした途端に、次々と見直しを行わなければならないような制度があったのでしょうか。本当にこの制度が高齢者のためになる制度だったのでしょうか。この制度がある以上、この広域連合も存在し、高齢者の医療制度を運営するため、この広域連合を運営しなければならないということは仕方のないことではございますが、連合長としてこの後期高齢者医療制度がスタートして1年を振り返って、どのような思いを持っておられるのか、まず伺っておきたいと思えます。

2点目が保険証の問題でございますが、これは先ほどの議案の質疑の中でもいろいろと出ておりましたし、申し上げましたし、討論でも申し上げましたが、この制度ができるまでは、高齢者にしても障害者にしても保険証の取り上げはできませんでしたが、できるようになってしまいました。ご承知のように子どもの保険証の取り上げが大問題になりまして、国は昨年中学生以下の保険証の取り上げはできないということを決めました。高齢者、障害者についても同様の対応をすべきだと考えておりますが、この点についてはいかがでございましょうか。

そして先ほどの答弁の中で、この資格証明書、短期保険証の発行についてはマニユ

アル、基準をつくってやっていきたいとおっしゃいましたが、広域連合が本当に基準をつくる必要があるのでしょうか。基準をつくれば、各自治体がそれにあつたような保険証の取り上げ、資格証明書の発行、短期保険証の発行をするのではないのですか。私はそうではなしに、自治体に任せたらいいのではないですか。同じような状況でありながら、確かに今の、先ほどの答弁でも申し上げましたけれども、自治体によって違うわけですね。同じような滞納者がいても、片方では保険証を取り上げてしまう、資格証明書を発行する、短期保険証を発行する、しかし、一方では納税者の理解を得るために努力をして、保険証を交付している、こういう実態があります。それを機械的に先ほどの答弁ではマニュアルをつくってしまおうということでは問題があるのではないか。今までの答弁を聞いておりましたが、自治体の職員とも十分協議をしながらとおっしゃるんでしたら、機械的なマニュアルづくりはやめるべきだと考えておりますが、いかがでございましょうか。

次に、保険料の軽減でございますが、先ほどの討論でも申し上げましたように、兵庫県はこの保険料の軽減のための補助金出していませんね。京都府ではわずかですが出しています。兵庫県はお金がないということで断っているようでありますけれども、これは以前のこの連合議会の質疑の議事録を見させていただきましても、こういう質問が確かあったかと思うんですね。国に対しても県に対しても保険料の軽減のために要請をすべきではないかと。当局のご答弁では要請はやっているけども、まだ結論は出ていないとかいうふうなことだったですね。これらについてはどのようになっているのか、この点につきまして伺っておきたいというふうに思います。以上です。

○議長（濱田知昭） 寺田事務局長。

○事務局長（寺田 裕） 資格証明書の関係で1点ご説明いたします。請願第1号でご説明いたしましたように、資格証明書の運用にあたっては、機械的画一的に行うのではなくということは何度もご説明させていただいたとおりでございます。県内41市町でございます。慎重に取り扱うという意味で、これから41市町と短期証の

扱いも含めて、その考え方を取りまとめていきたいと思っているわけでございます。

それから、もう1点は軽減の問題に関しまして県の補助ということでございました。既に県に対しましては、健康診断の費用にということで、広域連合長名で要望は出しております。本体の法律そのものが先ほどご説明させていただきましたように広域連合の努力義務になっておりますので、県に対しては補助、それから国に対してはその制度化と補助の制度化を要望したところでございます。

以上でございます。

○議長（濱田知昭） 山田広域連合長。

○広域連合長（山田 知） 昨年の4月から施行されました後期高齢者医療制度は、近年の急激な少子高齢化、経済の低成長への移行、国民生活の意識の変化などによりまして、我が国を取り巻く大きな環境変化の中で、国民皆保険を堅持して、将来にわたって持続可能なものとしていくための新しい制度として創設されました。

制度導入にあたっては、激変緩和措置がとられたわけですがけれども、制度施行後も低所得者への配慮、あるいは年金からの保険料特別徴収、あるいは今後の医療費の増大や後期高齢者人口の増加による保険料負担増への不安など、さまざまな意見が出されました。こうした中で、低所得者の被保険者に対しまして、保険料軽減、また年金からの特別徴収あるいは口座振替との選択制の実施等の措置がとられております。さらに国においては高齢者に納得していただけるよう、さらなる見直しを検討しているというふう聞いております。

また、当広域連合議会におきましては、高齢者の方が安心して医療を受けることができるよう、国の責任において必要な見直しが行われることを、要望をいただいているわけでございまして、私といたしましても、国の検討状況を見守りながら、県内市町とともに、制度の円滑な運営に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（濱田知昭） 23番、藤原議員。

○ 2 3 番（藤原敏憲） 連合長にお尋ねいたしますが、そうしますと、先ほどね、国民皆保険のために、後期高齢者医療制度がつくられたものとおっしゃるとおっしゃったんですけども、そうしますとこれまでの国民健康保険と後期高齢者医療制度になって、何が違ってとおっしゃられます。よくなったところがあったら言ってほしいんです。私はそうじゃないなとおっしゃって質疑申し上げましたし、討論しましたし、今質問申し上げてるんです。本当にいい制度になったとおっしゃられるのならば、何がよくなったとおっしゃられるのでしょうか。やっぱりそれは根本問題なんです。問題があれば、国に対して要請しなければならないんです。廃止はしない、継続しなければならない、いい制度なんだとおっしゃるんですけども、何がいいのかなという思いを、その思いをぜひお答え願えませんでしょうか。

連合長のホームページ見させていただきました。高齢者の暮らしを守るために、国民健康保険料引き下げるために一般会計からお金を出したり、障害者のためのいろいろな手厚い施策やりますとこうおっしゃっておられるので、非常に私はありがたいと思うんですけど、これをぜひこの後期高齢者医療制度の広域連合の中でも生かしていただいて、先ほど事務局が答弁いたしましたけれども、県の方にも、国の方にも、もったときっちり要請して、そして最終的にはやっぱりこの制度はおかしいという思いをぜひ持っていただきたいということで今質問してるんです。その期待を込めて質問したんですけども、これはもう必要な制度だとおっしゃるんですけども、おっしゃられたわけですから、1年たってみてあなたの西宮市で、高齢者の方が後期高齢者医療制度に変わってこんないいことがあったなというのをぜひお聞かせ願いたい。どういう思いをもっておられるのか、もう一度お聞かせ願いたいというのと、それから、この県の関係ですけどね、事務局の方はどうなんですか。県には要請してる、確かに国の方には要請したとおっしゃいましたけれども、県の回答は一体どうなってるんですか、伺います。

それから我が町のことで恐縮なんですけども、私の町も平成16年に合併しまして、

合併する前にはいい話ばかりあったんですけど、合併した途端に国保税は増える、介護保険料は増える、市の独自の施策がなくなってしまったということで、非常に嘆いておられるんです。それに加えて後期高齢者医療制度です。小さい保険組合ならともかくも、兵庫県一本でしてしまったために、先ほど討論でも申し上げましたように、養父市の医療費は県の平均より低いんです。ところが押しなべて保険料をつくるわけですから、非常に高くなってしまったんです。20%以上も下がれば、特例措置で保険料を減免しますよと、低くしますよとありますけども、養父市はそれには該当しておりません。こういう自治体がたくさんあるんです。医療費が少ないということは、十分な医療が受けられていない面もあるんです。今、医師不足で深刻なんです。そういう点についてどのように考えておられるのか。本当にこの制度がよかったなと思っておられないと思うんですけど、もう少し本音のところをお聞かせ願えませんでしょうか、伺います。

○議長（濱田知昭） 寺田事務局長。

○事務局長（寺田 裕） 県の関係についてお答えいたします。県の方に補助を要望いたしましたけれども、まだ補助をいただくに至っておりません。

以上でございます。

○議長（濱田知昭） 山田広域連合長。

○広域連合長（山田 知） ただいま議員がご指摘のように、高齢者医療制度については、さまざまなお意見、考え方、評価等があるかとは思いますが、しかし、私ども地方公共団体としては、国の制度としてできる限り円滑に、そして高齢者医療が確保されるように努力してまいりたい。そしてスタートしてまだ1年足らずでございますけれども、いろいろなご指摘のような問題点も出てまいっております。また、国においてもいろんな形で検討を加えてきているという状況下の中で、より中身がよくなるというふうに、私どもは期待をいたしながら、この議会からも国に対しまして、改善の要望等も出させていただいております。

それぞれの現場の実施主体であります地方自治体と兵庫県下41市町が、お互いに意見を十分交換して、より高齢者医療が充実をするように努力をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（濱田知昭） 23番、藤原議員。

○23番（藤原敏憲） この広域連合議会の会議規則の一つ、質疑と一緒に3回までとなっております、最後になってしまうんですけども、今、私がお聞きしたのは、国が制度改正を行っておりますよとか、減免制度を充実しようとしておりますとかいう問題ではなしに、この制度が発足して1年になるんです。ですから、1年前と、市でしたら国民健康保険の時代と、高齢者の方が後期高齢者医療制度に変わられてから、何がよくなったのかと思っておられるかということを知りたいんです。よくなったらいいですよ、私はそうは思わないのでお答えをお願いしたいと言ってるわけです。それがやはり根本なんです。それがないと、幾ら国に県に言うたかて話になりませんわ。やっぱり自分の思いが伝わらなければならないわけでしょう、連合長として。現在その席におられるわけですから。いい制度だとおっしゃるんですけども、いい制度って答えてください、自分の思いを。事務局が答えるのとはわけが違いますから。やはり問題は問題でもっておられるんですけども、廃止も見直しももっともっと強めていくべきではないかと思うわけで、この質問しているわけです。私は立場は基本的には廃止ですけども、制度がある以上はいい制度になるように努力をみんながしなければならぬと考えています。それはそれ、その問題ですが、根本的な問題として、この1年経った制度を今思われて、連合長としてどのように思っておられるのかなという率直なところを今お聞きしてるわけですので、ぜひともお聞かせを願いたい。国が見直しどうのこうのというのはよくわかっておりますので、ぜひよろしくお聞きしたいと思っております。

それからもう1点、これは事務局で結構なんですけれども、後期高齢者医療制度に

該当する人、それから障害者の方、選択の自由がある障害者の方、これね、市が出しておりますいろんな障害者に対する説明資料、パンフレットを見ましても非常にわかりにくいんですね。先ほど請願で出てまいりましたけれども、本当に素朴な願いだったわけですね、先ほどの請願は。きめ細かに対応してほしい、保険料が一体幾らに、こっちの保険だったら幾ら、こっちの保険だったら幾らとかね、きめ細かな対応をしてもらったら選択の余地があるけれども、なかなかあの説明書を見てわかる方というのは少ない。これらについて、もっと対応をきめ細かにすべきではないでしょうか。ですから、職員が足らなければ職員増やしたらいいということを申し上げたんですけども、十分足りてるということなので、それらの対応を自治体任せではなしにお願いしたいというふうに思いますが、この点についてはいかがでございましょうか。

それと資格証明書、言われましたけれども、やっぱりマニュアルはつくられるんですか。例えばですけれども、国が言ってるのは、所得が多い方って滞納しているのは悪質だからというふうに見てますね。所得の多い基準というのは一体どうなるのか、ということはこの広域連合の事務局が決めて、各自治体に通達を出すということですか。そんなことは絶対にやめてください。それを狙っておられるんですか、伺います。

やはり、それぞれもっと滞納される方は対応が違うんです。確かにあります、それは。所得が大変たくさんあるのに滞納してる方もおられます。それらは画一的に金額だけとか滞納額だけでやるというのはやっぱり大きな問題であります。保険証が取り上げられるわけですからね、これは。10割負担しなければならないわけですから。これらについては、先ほど答弁されたのが非常に気になってるんですけども、マニュアルつくる、機械的には行わないといいながら、マニュアルつくったら機械的になるんじゃないですか。そのことだけはぜひやめていただきたい。もっと自治体の職員さんは苦勞しておられるんです、実際現場で徴収されてるわけですから。ですから今まで高齢者の方はまじめに一生懸命、障害者の方も保険料を払ってこられたんです、所得が少ない中でも。それらをマニュアルつくったり機械的にはぜひとも行わないよう

に、これは強い要請でございますけれども、これらの点につきまして、再度ご答弁をお願いしたいと思います。

以上で、3回になりますので、終わらせていただきます。

○議長（濱田知昭） 寺田事務局長。

○事務局長（寺田 裕） 私からは2点お答えさせていただきます。資格証明書の関係でございますけれども、機械的に運用するのではなくて、先ほどから何度も申し上げておりますような考え方に沿って、どういう取り扱いをするかということにつきまして、41市町とこれからお話をさせていただこうということでございます。

それから、障害をお持ちの方へのご説明の関係でございます。私ども先ほどからいろんなご質問の中で、事務局体制のことも大変僭越でございますけれどもご説明させていただきました。私どもの30名で県内全域をカバーするというのは、これは不可能でございます。そのために健診等につきましても、各市町のお力をお願いしているところでございます。こういう窓口での説明ということでございますが、特に先ほどご質問にございましたように、現在の加入されている、例えば国民健康保険料との比較でございますとか、重度障害者の方で福祉医療の問題との関係でございますとか、そういうのも含めて総合的に対応していただける窓口というのは市町の窓口でございます。私どもは市町と密接に連携させていただきまして、この面の広報周知にも努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（濱田知昭） 山田広域連合長。

○広域連合長（山田 知） 先ほどもご答弁申し上げましたけれども、国民皆保険の立場にたって、今、後期高齢者制度が発足いたしまして、そしてスタート当時は本当におっしゃるとおり、各市町ではいろんなPRの不足等、また馴染んでいただけないという面等がありまして、混乱をいたしてまいりました。そういう中で、いろんな制度的な矛盾等も指摘をされてまいっておりますし、そしてその改善に向けて着実にこれから進んでいくのではないかというふうに期待もいたしております。何といたしまし

ても、高齢者の方が安心をして、そして今まで以上の医療を受けられる制度へと移行していくことが、何よりも私は大切ではないかというふうに思っております。そういう意味におきまして、一時、先ほど申し上げましたように混乱はございましたけれども、最近是比较的、私どもの市でございますけれども、窓口ではそれほど以前とはすっかり変わったような状態でご理解をいただいているという点もございます。

また、従来各市がいろいろ取り組んでまいりましたけども、やはり県という単位の中で高齢者医療を考えていこうということで、この議会が設置され、そして円滑な運営ということを図られていくというところに、また意味があるのではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（濱田知昭） 質問は終わりました。

本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

この際、暫時休憩いたします。

（午後 4 時 5 3 分休憩）

（午後 5 時 0 0 分再開）

○副議長（東田耕造） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 19、議長の辞職を議題といたします。

本件は、濱田議員から議長辞職願が提出されておりますので、お諮りするものであります。地方自治法第 117 条の規定により、濱田議員の退席を求めます。

（濱田知昭議員 退席）

○副議長（東田耕造） お諮りいたします。

濱田議員の議長辞職を許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（東田耕造） ご異議なしと認めます。

よって、濱田議員の議長辞職は許可されました。

退席中の濱田議員の入場を許可いたします。

(濱田知昭議員 入場)

○副議長(東田耕造) 濱田議員からごあいさつがあります。

○6番(濱田知昭) 議長退任に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げたいと思います。

私は昨年2月18日当連合議会の議長に就任いたしました。制度の創設期の非常に重要な時期、貴重な体験をさせていただきました。その間、議員の皆さんには何かと格別なるご支援、ご協力をいただきまして、本当にありがとうございました。ご指導、ご鞭撻に感謝申し上げます。退任に当たりましてのごあいさつに代えさせていただきます。

どうもありがとうございました。(拍手)

○副議長(東田耕造) ごあいさつは終わりました。

次に、日程第20、議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選で行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(東田耕造) ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、副議長において指名することにいたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(東田耕造) ご異議なしと認めます。

よって、副議長において、議長に12番、たつの市の西田議員を指名いたします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(東田耕造) ご異議なしと認めます。

よって、西田議員が議長に当選されました。

本席から当選の告知をし、議長就任のごあいさつをお願いいたします。

○議長(西田正則) 皆様のご推挙によりまして、広域連合議会議長に就くことになりました西田でございます。

円滑に当議会の議事運営が推進できますよう、努力いたします。皆様方の絶大なるご協力とご指導、ご鞭撻をお願いいたしまして、就任のごあいさつに代えさせていただきます。

ありがとうございました。(拍手)

○副議長(東田耕造) ごあいさつは終わりました。この際、議長と交代いたします。ご協力どうもありがとうございました。

○議長(西田正則) 失礼いたします。

早速、日程第21、副議長の辞職を議題といたします。座らせていただきます。

本件は、東田議員から副議長辞職願が提出されましたので、お諮りするものであります。地方自治法第117条の規定により、東田議員の退席を求めます。

(東田耕造議員 退席)

○議長(西田正則) お諮りいたします。東田議員の副議長辞職を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西田正則) ご異議なしと認めます。

よって、東田議員の副議長辞職は許可されました。

退席中の東田議員の入場を許可します。

(東田耕造議員 入場)

○議長（西田正則） 東田議員からごあいさつがございます。

○31番（東田耕造） 副議長退任に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

私は昨年2月18日に広域連合議会副議長に就任いたしました。その間議長を補佐し、その重責をまっとうできましたのも、ひとえに議員各位のご理解、ご協力のたまものであると深く感謝を申し上げます。甚だ簡単ではございますけれども、退任のあいさつとさせていただきます。

どうもありがとうございました。（拍手）

○議長（西田正則） ごあいさつは終わりました。

次に、日程第22、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選で行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西田正則） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西田正則） ご異議なしと認めます。

よって、議長において、副議長に32番、稲美町の古谷議員を指名いたします。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西田正則） ご異議なしと認めます。

よって、古谷議員が副議長に当選されました。

本席から当選の告知をし、副議長就任のごあいさつをお願いいたします。

○副議長（古谷 博） 皆様の推挙によりまして、広域連合の副議長に就くことになりました古谷でございます。

西田議長を補佐して、広域連合の円滑な運営に精いっぱい努力してまいりたい、このように思います。今後、皆様方のさらなるご指導とご鞭撻を心よりお願い申し上げます。就任のごあいさつに代えます。（拍手）

○議長（西田正則） ごあいさつは終わりました。

次に、日程第23、同意第1号「兵庫県後期高齢者医療広域連合監査委員選任の件」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、14番、西脇市、來住議員の退席を求めます。

（來住壽一議員 退席）

○議長（西田正則） 提案理由の説明を求めます。

山田広域連合長。

○広域連合長（山田 知） ただいま上程されました、同意第1号「兵庫県後期高齢者医療広域連合監査委員選任の件」について、ご説明申し上げます。

議案書の26ページをお開きください。

本件は平成20年2月18日開催の第1回定例会で選任いたしました山中議員が監査委員の職を退任されたので、後任に広域連合議員のうちから選任する監査委員として、西脇市の來住議員を選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

何とぞよろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（西田正則） 提案理由の説明は終わりました。

本件について、発言の通告もありませんので、これよりお諮りいたします。

本件に同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西田正則） ご異議なしと認めます。

よって、本件は同意することに決定いたしました。

退席中の來住議員の入場を許可します。

（來住壽一議員 入場）

○議長（西田正則） 次に、日程第24、兵庫県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員及び同補充員の選挙を議題といたします。

まず、選挙管理委員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選で行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西田正則） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西田正則） ご異議なしと認めます。

よって、議長において、尼崎市選挙管理委員の桑田茂樹氏、藤井茂氏、古屋隆敏氏、富迫義治氏、以上4名を指名いたします。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西田正則） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました尼崎市選挙管理委員の桑田茂樹氏、藤井茂氏、古屋隆敏氏、富迫義治氏、以上4名が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選で行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西田正則） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することといたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西田正則） ご異議なしと認めます。

よって、議長において、尼崎市選挙管理委員補充員の下川検事氏、時本登一郎氏、長濱勝彦氏、以上3名の方を指名し、補充の順位はただいま指名いたしました順序によることにいたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西田正則） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました尼崎市選挙管理委員補充員の下川検事氏、時本登一郎氏、長濱勝彦氏、以上3名が選挙管理委員補充員に当選され、補充の順位はただいま指名いたしました順序によることに決定いたしました。

次に、日程第25、議会運営委員会委員の選任を議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員の選任につきましては、委員会条例第1条で任期は1年としておりますので、同条例第3条の規定により、議長において、1番、神戸市、梶本議員、13番、赤穂市、豆田議員、15番、宝塚市、小山議員、16番、三木市、藪本議員、

38番、上郡町、山本議員、以上5名を指名いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西田正則) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました5名の議員を、議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

以上で、本定例会に上程されました案件はすべて終了いたしました。

議員各位におかれましては、終始ご審議賜り、また議事進行にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

広域連合長よりごあいさつがあります。

山田広域連合長。

○広域連合長(山田 知) 本日の定例会におきまして、ご提案申し上げました各議案等につきまして、慎重なるご審議を賜り、いずれもご賛同いただき、厚く御礼を申し上げます。今後とも、後期高齢者医療制度の運営に鋭意取り組んでまいりますので、議員各位におかれましては、より一層のご指導、ご鞭撻をお願い申し上げます。閉会のごあいさつとさせていただきます。

本日はありがとうございました。(拍手)

○議長(西田正則) ごあいさつは終わりました。

これをもちまして、平成21年第1回兵庫県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

(午後5時15分閉会)

地方自治法第123条第2項により署名する。

議 長 濱 田 知 昭

副 議 長 東 田 耕 造

議 長 西 田 正 則

署名議員 梶 本 日出夫

署名議員 石 原 熙 勝